

平成26年矢巾町議会定例会6月会議目次

議案目次	1
第1号 (6月10日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3
○職務のため出席した職員	4
○開 会	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○請願・陳情	6
26 陳情第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能 の充実を求める陳情	
○一般質問	6
1 高橋七郎 議員	6
2 谷上 哲 議員	15
3 芦生健勝 議員	25
4 川村よし子 議員	31
5 小川文子 議員	46
○散 会	60
第2号 (6月11日)	
○議事日程	63
○本日の会議に付した事件	63

○出席議員	6 3
○欠席議員	6 3
○地方自治法第121条により出席した説明員	6 3
○職務のため出席した職員	6 4
○開 議	6 5
○議事日程の報告	6 5
○一般質問	6 5
1 山 崎 道 夫 議員	6 5
2 昆 秀 一 議員	8 2
○散 会	9 9

第 3 号 (6月13日)

○議事日程	1 0 1
○本日の会議に付した事件	1 0 1
○出席議員	1 0 1
○欠席議員	1 0 1
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 0 2
○職務のため出席した職員	1 0 2
○開 議	1 0 3
○議事日程の報告	1 0 3
○報告第 1号 平成25年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	1 0 3
○報告第 2号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	1 0 4
○議案第35号 財産の取得に関し議決を求めることについて	1 0 5
○議案第36号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について	1 0 8
○議案第37号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	1 1 5
○閉 議	1 1 9
○署 名	1 2 1

議 案 目 次

平成26年矢巾町議会定例会6月会議

1. 請願・陳情
 - 26陳情第 1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情
2. 報告第 1号 平成25年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
3. 報告第 2号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
4. 議案第35号 財産の取得に関し議決を求めることについて
5. 議案第36号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
6. 議案第37号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

平成26年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第1号）

平成26年6月10日（火）午前10時開会

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 請願・陳情

26陳情第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充
実を求める陳情

第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
6番	小川文子	議員	7番	谷上哲	議員
8番	廣田光男	議員	9番	秋篠忠夫	議員
10番	芦生健勝	議員	11番	昆秀一	議員
12番	村松輝夫	議員	13番	藤原梅昭	議員
14番	川村よし子	議員	15番	米倉清志	議員
16番	高橋七郎	議員	17番	長谷川和男	議員
18番	藤原義一	議員			

欠席議員（1名）

5番 川村農夫 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗君	副町長	女鹿春夫君
総務課長	星川範男君	企画財政課長	秋篠孝一君
税務課長	中村滋君	生きがい推進課長	川村勝弘君
兼会計管理者		農林課長兼農業委員会事務局長	高橋和代志君
住民課長	村松康志君	区画整理課長	細川賢一君
道路都市課長	藤原由徳君	上下水道課長	藤原道明君
商工観光課長	山本良司君	教育長	越秀敏君
教育委員長	松尾光則君	社会教育課長	立花常喜君
学務課長	吉田孝君	農業委員会会長	高橋義幸君
代表監査委員	立花純幸君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	吉田徹君
主事	根澤のぞみ君		

午前10時00分 開会

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成26年矢巾町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、5番、川村農夫議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

これより6月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原義一議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。

川村町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原義一議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6月会議の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

8番 廣田光男議員

9番 秋篠忠夫議員

10番 芦生健勝議員

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は5月30日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月26日までの200日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月26日までの200日間に決定しました。

なお、6月会議の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 請願・陳情

26 陳情第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情

○議長(藤原義一議員) 日程第3、請願・陳情を議題とします。

5月30日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。26陳情第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情については、総務常任委員会に会議規則第92条第1項の規定により付託します。

日程第4 一般質問

○議長(藤原義一議員) 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

16番、高橋七郎議員。

第1問目の質問を許します。

(16番 高橋七郎議員 登壇)

○16番(高橋七郎議員) 議席番号16番、高橋七郎でございます。

旧矢巾中学校グラウンド利用促進についてお伺いいたします。昨年旧矢巾中学校校舎も解体され、現在は矢巾中学校サブグラウンドとして使用されています。日中の使用頻度が少なく、グラウンドにも雑草も生え、周辺環境も悪化しており、早目の手当を行い、今年度予算化されている水飲み場及びトイレ施設整備に合わせて多くの人が使用できるよう屋外運動場設置及び管理に関する条例を制定し、PRを行い、屋外運動場照明施設を指定管理している体育協会にお願いする考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 16番、高橋七郎議員の旧矢巾中学校グラウンド利用促進についてのご質問にお答えいたします。

今年度予算化されている水飲み場及びトイレ施設整備に合わせて多くの方が使用できるよう屋外運動場設置及び管理に関する条例を制定し、屋外運動場照明施設を指定管理している体育協会にお願いする考えはないかについてですが、現在旧矢巾中学校グラウンドは、学校施設であります矢巾中学校サブグラウンドとして、他の学校施設と同様に町民のスポーツ活動を推進するため一般開放しており、矢巾町立学校施設の使用料に関する条例に基づき貸し出しを行い、日中の使用実績として平成24年度には58件、平成25年度には99件と、町内外の団体等に広く活用されているところであります。

こうしたことから、施設の利用促進を図り、より適正な施設管理を行うために、グラウンドと屋外運動場照明設備を一体とした社会体育施設として位置づける条例を制定し、矢巾町体育協会に指定管理をお願いしたいと考えております。また、広報、ホームページ等により、広く周知し、施設を有効活用することにより、町民の体力、健康づくり、スポーツの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 3点について再質問させていただきます。

旧矢巾中学校グラウンドには駐車場がありませんので、これをどのように考えているのか、これ1点と。

それから、今体育館の北側駐車場を利用してもよいのかなと思っておるところでございますけれども、平日も駐車場台数も多く、どのような管理をなされているのか、このところもお伺いしたいと思います。

3点目として、水飲み場及びトイレ施設の整備の工事期間、それはきょう5月15日に落札したと行政報告がありましたけれども、この終わる日にちを教えてください。

それから、男子トイレの小便器の台数、それから女子トイレのブースの数、それもお知らせください。

それから、スポーツ用品道具入れも考えているのか、この件についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまご質問がございました1点目と2点目、関連がありますので、2点目につきましてお答えをしたいと思います。

駐車場の関係でございますが、これにつきましては、今までどおり矢巾中学校があったときもなかったわけでございますが、駐車場につきましては、特別考えてございません。これは、町民運動会等でもそうですが、役場の駐車場なりを使っただけであればというふうに考えてございます。ということで体育館の裏につきましても確かに駐車はされておりますが、適宜使っただきまして、そのほかに役場の空いているところを使っただけであればというふうに考えてございますので、今のところは特別駐車場を設けるという考えは持っていないところでございます。

終わります。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） それでは、私のほうから3点目のトイレの関係の工事期間等々につきましてお答えいたします。

工事の期間でございますが、入札終わってからということで9月30日を工期として発注をしておりますが、できるだけ早く完了するようということで業者にお話しをしております。なるべくそれ以前に終わるようにして、利用者の利便を図りたいと考えております。

それから、男子トイレの小便器の数でございますが、小便器は1個です。それから、大便器を洋式便所が1つつきますので、2つは使えるということになります。それから、女子トイレの部屋ですが、こちらは2部屋という、洋式便所が2つつくことになっております。それぞれ男子、女子のほうには手洗いをつけまして、女子につきましては、当然鏡等もついて、そういうことができるようにしております。

それから、道具入れにつきましてでございますが、今野球のほう、あるいはソフトボールのほうに既存のものがございます。そのほかに先日ですが、町の野球協会さんのほうから道具入れの倉庫の寄附ということでございましたので、そちらのほうを活用させていただいてやりたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 体育館の北側の駐車場なのですからけれども、適宜に使っているという

ふうなことでございますけれども、日にちは、土日はもう確かにいっぱい使っているようなのですけれども、平日も結構車の台数がとまっているのです。それから、朝夜のトラックが、工事関係者の車もあるのでしょうかけれども、やっぱりそこら辺、もう少し関係者と言えは怒られるかわかりませんが、そういった掲示板をある程度掲示しながら周知徹底を図っていてもいいのかなと思いますので、そこら辺の考えがあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず大きな大会等がある場合には前もって、職員も利用しておりますので、そういったときには、前もってメール等でそういう状況が流れてきますので、置かないというふうなことになっておりますが、そういうことがなければ、職員も置かせていただいておりますし、それから一般の町民の方も置いているかと思っております。そういったことで一応周知は図っているつもりであります、やはり急遽多くの方の人数の方が旧矢巾中学校を使いたいというふうなこともあるかと思っておりますので、そういったときは、事前にお話等もしていただければ、こちらのほうでも配慮はいたしますし、今後そういったことであれば、それなりにこちらのほうで考えて余り駐車しないというか、その辺のところも配慮しながら今後使っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○16番（高橋七郎議員） 地方中枢都市モデル事業について。5月2日の新聞報道によると、盛岡市は、人口減少などの対応で国が進める新たな自治体広域連携地方中枢拠点都市のモデル事業に名乗りを上げる意向を広域7市町に示し、モデル事業に応募することを了承されたが、本格導入には慎重な声もあることから伺います。

1番、町長はどのような思いで応募することを了承したのか。

2番、このモデル事業について、いつの時点で議会及び町民に説明するのか。

3番、検討会のメンバー構成は。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 地方中枢拠点都市モデル事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町長は、どのような思いで応募することを了解したのかであります。政府の第30次地方制度調査会答申及び基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会の報告書において、人口減少、少子高齢化社会において確保すべき成長点となる地方中枢拠点都市を中心とした広域連携のあり方に関する指針が提示され、これを受け、連携協約の締結など、新たな広域連携に関する地方自治法が先月23日国会において可決、成立されており、来年度から制度化されることとなっております。

この地方中枢拠点都市制度は、本格的に迎える人口減少社会において、中長期的に持続可能な経済社会構造を構築する施策として、地方が資源や政策を集中的に投入し、雇用の創出や人口減少の防止に取り組むための広域の地域ブロックの拠点を設けるものとされており、全国で61の市、県内では盛岡市のみが該当するものであります。

この拠点となる盛岡市と本町を含む8つの市町で形成される盛岡広域圏では、共通する行政課題に連携して取り組むことにより、求心力のある中核的な都市圏の形成、構成団体の一体的な発展及び住民福祉の向上を図るため、平成20年度から盛岡広域首長懇談会を組織し、各般の取り組みを行ってきたところであります。

今回のモデル事業におきましては、これまでの取り組みを踏まえながら今後進めるべき広域圏の経済戦略を策定するとともに、あわせて事後のフォローアップ体制を整えるものであり、これにより雇用の場の創出や都市機能の集積を推進し、厳しい社会情勢下において、地域住民が真に豊かさを実感できる社会の形成を図ることを目的と定められておりますことから、今回の申請に対し、了承をしたものであります。なお、将来的な地方中枢拠点都市と圏域との連携協約締結につきましては、今後さらに協議を進めていくこととしているものであります。

2点目のこのモデル事業について、いつの時点で議会及び町民に説明するのかであります。拠点都市が他団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約の締結が新たな広域連携の前提となるものであり、この連携協約の締結につきましては、議会の議決を経なければならないものと定められております。

今回盛岡市が申請した新たな広域連携モデル構築事業は、先行的モデルとなる連携協約締結に向けた成長ビジョン策定のための調査、会議等の準備を進めるもので、今後において戦略方針等が策定されることとされており、このことにつきましては、時期を捉え説明していくこととしております。

3点目の検討会のメンバー構成についてですが、この案件につきましては、現在盛岡広域

首長懇談会において検討しており、この懇談会は、広域8市町のそれぞれの首長が構成員となっております。

なお、今後におきまして外部の有識者で組織する懇話会において、策定方針、素案、細案、成案のそれぞれの確認及び審議をいただく予定となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 2つの点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目でございます。地方中枢拠点都市制度は、国が進めようとしている道州制につながっていくのではないかという私ながらの懸念がありますけれども、この点についてどのようになっていくのか、また考えているのか、ここら辺もお聞きしたいと思います。

2点目として、モデル事業の協議内容がいろんな話し合いになっていくと思いますけれども、できれば随時とも言いませんけれども、やっぱり早目の報告をお願いしたいと。なぜならばといえば、議会の決議を得なければならないということでもありますので、ある程度早目にそういった情報も得ながら私らも検討していきたいなと思っておるところでございますので、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

まず第1点のこのたびの地方中枢拠点都市、これが国が進めようとしておる道州制につながるのではないかというようなことを今ご質問を賜ったわけでございますが、確かにこの道州制は、民主党が政権を担っておるときも話が出ました。そしてまた、今自民政権においても道州制というのは、話が実は出ております。そしてまたこれに対しては、全国町村会といたしましても、反対をいたしておるところでございますし、毎年町村長大会のときには、安倍総理もおいでになっていただく場でございますが、その中でそれぞれ決議をいたしておるところでございます。ご案内のようにこの道州制というのは、最低の人口数がまず10万人と、基礎自治体が10万人と言われております。そうしますと、それぞれ岩手県においても幾らかしかないというような状況になるわけでございますが、いずれ合併、この意図とするところはまだわからないわけでございますが、詳しい内容はわかりません。というのは、5月1日の日に急遽首長懇談会が招集されまして、5月8日がこの手挙げの期限だというようなことの説明がこの会長である盛岡市長さんのほうから話をされたわけございまして、と

りあえずまずは手を挙げましょうと、あと中身はこれからいろんなことが出てくるわけですが、そのときに8人の首長の中でいろいろ議論をしましょうと。まずは今はおくれからということで、この手挙げだけはしておくというような状況だったわけですが、ひとつご理解のほうを賜りたい。

いずれにいたしましても大変大きな問題でもありますので、これは議会、そしてまた町民の皆さんには、その時点になりましたら、早くの逐一説明、ご報告申し上げながら矢巾町の方向づけをいたしていかなければならないというように思っておりますので、どうぞご理解のほどお願いを申し上げます。

今済みませんでした、2点目までもうお答え申し上げたわけですので、どうぞご理解をお願い申し上げます。

以上で私からのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 懇切な説明、ありがとうございます。ぜひ早目にお知らせいただきながら、やっぱりともにいろんな方策、どのようになっていくのかというやつが心配でございますので、逐次お願いしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○16番（高橋七郎議員） 新たに予定している図書センターについて、昨年教育民生常任委員会で民間企業に運営を委託した、その手法に全国的に注目が集まる武雄市の図書館を見学し、新たな図書館のあり方について調査、研修をしました。決められた指定場所でコーヒーが飲め、食事もでき、本も買える、年中無休、年間約610万円の賃料が入る公共図書館、4月1日からリニューアルオープン以来1カ月間の来館者数が前年度同期の5倍となる10万人を突破している。民間企業の英知と創意工夫により、余り図書館を利用しない若年層を引き込む工夫、何度も図書館を訪れる、人を飽きさせない対策を講じていた。

本町の駅前総合施設に予定している図書センターは、現在の図書館より広いスペースとなり、蔵書数も4万冊から6万冊にふやす計画となり、運営機能面も充実し、電子化、IT化を図り、また隣接して学習スペースを配置し、読書もでき、いろいろなサービスにも対応するとの概要説明されていることから伺う。

1番、図書センター職員は、誰が担当し、司書も配置するのか。

2番、民間企業の英知と創意工夫のある運営ノウハウを研修する考えはあるか。

3番、コーヒーが飲め、読書ができる指定場所を設ける考えはあるのか。

以上、お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 新たに予定している図書センターについてのご質問にお答えいたします。

1点目の図書センター職員は誰が担当し、司書を配置するのかについてですが、複合施設の維持管理及び運営につきましては、平成22年9月30日付で矢幅駅前開発株式会社と協定を締結しており、図書センターの運営については、矢幅駅前開発株式会社の構成員であります第一商事株式会社が行うこととなっております。また、司書につきましては、配置することで検討しておりますが、図書センターの運営に係る職員数については、現在協議中でありませ

2点目の民間企業の知恵と創意工夫のある運営ノウハウを研修する考えがあるかについてですが、近年全国各地にさまざまな図書館が開館しており、図書センターの建築や運営に対して参考となる事例が数多くありますことから、これらの情報収集し、図書センターの運営に生かしていきたいと考えております。

3点目のコーヒーが飲め、読書ができる指定場所を設ける考えはあるのかについてですが、コーヒーを飲みながら読書ができる場所については、図書館や書店、カフェを中心に全国的に広まっており、当町の複合施設におきましても気軽に立ち寄ってもらえる施設となるよう1階の新聞、雑誌が読めるラウンジや2階の学習スペースをコーヒーが飲める場所として想定しているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 2点についてお伺いしたいと思います。

計画当初複合施設の図書センターは、今回の規模より小さかったわけですが、このような大きい規模になった場合、駅前開発株式会社の構成員である方がやるということでしたので、果たしてこの方が図書管理をやれるのかという心配なところがありまして、質問したわけでございます。この方が図書管理をやった実績があるのか。これをまず1点お聞きしたいと思います。

それから、司書と職員数について協議中ということでございますので、経費がプラスになっても、やっぱり司書と職員はふやしてやるべきと思うのが、この点についてお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず第一商事でございますが、原則この会社は、施設の維持管理が主な業務でございます。当初図書センターを移転する前は、図書コーナーということで雑誌とか、新聞を主にということでございましたので、貸し出し業務なんかは発生しないということで大丈夫だということになっておりますが、図書センターになりますと、本の貸し出し業務も発生するということになりますので、現在大手の全国で相当の数の図書館を指定管理または委託業務を受けている会社のほうからそのノウハウをアドバイスを受けているような状況でございます。そういったことで実質的には第一商事がそういった会社の方を雇うかどうかは、そこまではまだ話は詰めておりませんが、そういったことで進めるということで話がありますので、大丈夫ではないかなと、そう思っております。

そして人数につきましても、司書のほかに職員、パートをそれぞれ配置をして、交代制で随時3人から5人は必ずいるようにという基本線なんかも今詰めているところでございまして、そのきちっと冊数に合った職員の配置をするということで、当然経費の面も考慮しながら現在協議をしておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） 1階の地域交流センターにコーヒーと軽食ができるカフェ、店舗が入るという予定になっているということでございますけれども、それをテイクアウトしながらコーヒーが飲めるということで学習スペースとか、そういったところに持って行って飲めるということでございますけれども、スペースがちょっと少なく感じるころがありまして、できれば少し多目の場所をとってもらいたいなと思っております。それと軽食もその学習スペースでコーヒーと軽食が一緒にとれるのか、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 2点のご質問でございました。まずは1点目に関しまして、まず1階の交流センター全体は、当然全てコーヒーなどを飲めるという場所になりますし、2階のほうの学習スペース、ここは図書センターとは別の部分になりますが、そこにも40席予定してございますので、図書センターが休みの場合でもここは利用できると。そこで学習をしながらお茶を飲めるスペースということを考えておりますので、広さ的には、まずは1階と2階の一部も使えるということで大丈夫ではないかなと、このように思っております。軽食につきましてもコーヒー以外にそういった軽食も考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） それから、図書センターの営業時間でございます。決められた時間内にやると思いますが、隣の町といえればあれですけども、夜間も遅くまでやっているというふうなことがやっているわけでございますけれども、そこら辺も是非検討してもらいながら多少夜も遅くやるような方策も考えてもらえればなと思っておりますので、ここら辺の考え、もしあればお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 今までの説明では、午前10時から午後7時までという開館時間を予定しておりますが、今議員さんおっしゃるとおり、他の図書館等ではもう少し時間が長いということもありまして、10時から午後9時までどうだべなと、そういった場合には、やはり人件費の問題もありますので、経費も考慮しながらもしできればそういったことも考慮しながら開館までに決めていきたいなということで今現在その点につきましても検討いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で16番、高橋七郎議員の一般質問を終わります。

次に、7番、谷上哲議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 谷上 哲議員 登壇）

○7番（谷上 哲議員） 議席番号7番、谷上哲でございます。それでは、早速ですが、1問

目の質問に入らせていただきます。

1点目は、認知症の予防と対策についてでございます。今まさに町の集団検診が随時始まっております。さまざまな病気の早期の発見につながるこの集団検診は、健康で快適な生活を後押しする町民にとっても重要な事業であり、感謝を申し上げるわけでございます。さて、ここでは認知症の予防と対策についてお伺いをいたします。高齢者の発症についてはもちろんのこと、若年性の認知症もあると聞いております。緊急に対応をすべきと申し上げます。健康検診の内容にこの認知症を取り上げてはどうでしょうか。どうすれば認知症とわかるのか。また、わかったときどこの病院に行けばよいのか。その後の治療はと、認知症への初期的な対応が一般化されていない実態もでございます。早期の発見と治療でこの症状の進行が食い止められるという現在、まだ大丈夫かなと不安に思いつつおくれをとってしまうこともございます。認知症の正しい的確な把握のために啓蒙がもっと必要ではないかと思えます。このことに関連し、以下伺います。

1つ目といたしまして、町の集団検診への認知症検査の導入についてでございます。

2点目に、本町の認知症の実態について、とりわけ介護を受けている員数や認知症の疑いの員数などについて。

3点目に、施設への入所の実態について。

以上、お伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 7番、谷上哲議員の認知症の予防と対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町の集団検診への認知症検査の導入についてですが、認知症は、発症に伴う本人の心痛、そして介護者の心労と負担も相当であり、本町といたしましても、その予防として特定健診、後期高齢者検診、各種のがん検診、また認知症対策も含めた介護保険法に基づく高齢者の地域支援事業、そして国の補助事業を活用して地域包括支援センターを初め町内外の医療と介護の関係機関と連携し、先駆的に取り組んでいるところであります。

現在行われております集団検診の中には、認知症に特化した検診は行っておりませんが、認知症の症状に関係する項目を含めた質問紙による高齢者の基本チェックリストのスクリーニング検査を毎年実施しております。しかしながら、集団検診の会場では、時間も人数も限られており、多くの方の状態を把握するため、既に介護保険制度の要介護の状態にある方を

除く4,000人を超える高齢者の方々に平成23年度から個々の対象者へ様式を郵送する方法を試み、3,000人ほどの方から回答を得ております。

このように高齢者一人一人の状態を把握し、そこから得られた結果をもとに高齢者の生きがいと自己実現、そして活動的な生活や人生を送れるように支援していくことが大切です。そのため、運動面、栄養と口腔の健康面、精神面や認知症予防の視点から支援が必要な方を選び、介護予防事業の各教室を案内しております。また、保健師や看護師等による家庭訪問により支援を実施しているところであります。

さらに、若年者を含めた認知症対策をきめ細かく対応していくため、平成24年度から国の補助事業を活用し、矢巾町認知症施策総合推進事業に取り組み、町内にやさしさはばたく認知症支援ネットワーク連絡会を組織し、4つの専門部会をつくり、認知症の方を支える体制を整えております。

認知症は、早期発見、早期治療が症状の進行を防ぎ、初期症状である物忘れや症状の日常生活への影響について家族やふだんの様子を知っている人の気づきも大切であり、それを相談することが早期対応の一步となります。そのため、現在郵送で行っております基本チェックリストの結果を踏まえ、認知症の正しい知識と理解、そして心配な症状を安心して相談できる専門機関等の広報活動も積極的に行いながら、今後も早期の対応ができるよう認知症対策を推進してまいります。

2点目の本町の認知症の実態についてですが、町内の要介護認定者数が平成26年4月時点で1,039人おり、昨年度より27人の増となり、そのうち認定調査の項目の中で認知症の判断基準としている日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが家庭外でも多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態以上で判断した場合は、611人で要介護認定者の58%を占め、昨年度より43人の増となっております。

また、認知症の疑いのある員数については、判断基準の何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態で判断した場合は193人となり、昨年度より12人の増と、要介護認定者の増加に比べ、認知症の方並びに認知症の疑いがある方については、さらに増加している状況であります。

3点目の施設への入所者実態についてですが、町内には認知症対応型共同生活介護施設としてグループホームが2施設あり、現在は両施設とも満所状態で42の方が入所されております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） ご答弁、ありがとうございました。全国的に認知症は、今や800万人時代とも言われておりますし、また認知症の方の引き起こした事故等に対する賠償責任の問題等、今日的には法改正等の課題も出ておると。また、申し上げるまでもなく、医療、介護に対する法改正等々、今後ますますこれに対する課題も多いわけです。そうした中、細かいことはともかくとしまして、認知症に対します本町の独自の対策についてでございます。先ほど極めて多岐にわたり種々の取り組みを行っているということでございますので、本町の取り組み、この独自性もこれに尽きるとは思いますけれども、日本一健康な町やはばを標榜する本町におきまして、例えば医療保険が適用されない一般不妊治療についても県内で初めて町単独事業の取り組みがなされたわけです。同様の観点から、この認知症に対しましても町独自の施策があるか等についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町独自の施策というお話ですが、一つは、やはりちょっと順序立ててお話しを申し上げますが、最初に特定健診の検診項目の中に、もう今までからずっと5項目ばかりの認知症に関する項目はずっと今でもありますけれども、やはりそれだけではなかなか認知症状というのは、判断材料に乏しいということがありまして、今先ほど申し上げました約4,000人の方々に25項目ぐらいの項目の中の問診項目と申しますか、そういうのをご提示申し上げて、それぞれ判断をさせていただいているところでございます。

その中で、やはりそれぞれの教室あるいはサロン等々にご案内を申し上げるというのも、やはりそれぞれの市町村の独自事業だと考えておりますし、それからそれぞれの訪問というのも、訪問しながらそれぞれ家族を含めたご理解を含めた中の訪問活動というのもやはり独自事業ではないかと考えております。

また、本当の町の独自の事業といたしましては、通常犬を散歩なさっている方々がいらっしゃるわけですが、その方々をわんわんパトロール隊と称しまして、散歩をしながらそれぞれ散歩の区域の方々の町民の方々、区域の方々を散歩しながら見守っていただくということ。これは、やはり他市町村でも当然やっていないわけですので、やはり家族の見守りあるいはそれぞれの町民の方々の見守りというのがやはり認知症症状あるいは認知症の方々の多方面への歩き出しと申しますか、そういうのを防ぐ部分があると思いますので、それぞれそうい

うふうな独自事業もやっておりますし、これからまたことし模擬訓練というのをちょっとやってみたいなということで考えております。それぞれ地域を指定しまして、認知症のふりをしていただく方、あるいはそれをそれぞれ見守る方、それから一般のお店の方々にもそういうふうな見守りをしていただくというような他県でもやっておりますけれども、そういうふうなのをちょっとことし本町においてはやってみたいなと、このように考えておりますので、これから何がベストかというのは、なかなか難しいわけですが、いろんな部分取り組んで認知症の方々、早期発見につながってそれぞれ進行を少しでもおくらせることができればなど、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き谷上哲議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） それでは、2問目の質問といたしまして土曜日の子どもの過ごし方についてでございます。

公立学校が完全週休2日になって、既に12年を経過いたしております。土曜日の学習、とりわけ授業が現在話題になっております。子どもの健やかな成長は、若い親にとっても、それから祖父母や地域にとってもかけがいのない大切にしていきたいことと考えます。現在土日も休みとならない勤務形態の若い親が増加しております。祖父母の孫教育も家庭教育では大きな力となっております。来年度は、児童館も6年生まで扱いになる予定でございます。ここでは、土曜日の過ごし方に町として対応してみてもどうかという提案でございます。働く若夫婦の応援、健やかに育てたいと考える祖父母の願い、また地域でのふれあいから土曜日の子どもの過ごし方に地域の力を活用し、土曜日学習の考えがないか伺いをいたします。

1つ目として、とりわけ土曜日授業に対する現状認識と今後について。

2つ目として、本町がいわゆる先進的に取り組んでいる教育振興運動、とりわけ子ども、親、学校、地域、行政の5者連携を基軸とした取り組みに連動して、いわば地域密着の土曜学習を試行してみてはいかがかという点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 土曜日の子どもの過ごし方についてのご質問にお答えいたします。

1点目の土曜日授業に対する現状認識と今後についてですが、議員ご提案のとおり、土曜日において子どもたちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要であり、そのために学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動の充実に取り組むことが必要と言われております。そして、その方策の一つとして、土曜日の教育活動が議論されているところであります。

土曜日の教育活動につきましては、その実施主体や扱う活動内容等により幾つかの形態が考えられます。1つ目といたしましては、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動、すなわち授業等を行う土曜授業があります。2つ目は、学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会を提供するなど、教育課程外の学校教育活動、すなわち授業以外の活動を行う土曜の課外授業と呼ぶべき形態があります。3つ目は、学校以外の機関が主体となって希望者に対して学習等の機会を提供する土曜学習とも呼ぶべき形態があります。これにつきましては、教育委員会など公的なものと地域の多様な団体やPTA等の公的でないものが考えられます。土曜日授業については、現在一部の小学生は、土曜学習であるスポーツ少年団活動、また多くの中学生は、課外授業というべき部活動に多くの時間を費やしていると思われまふ。このような現状から現時点での土曜日授業の導入は考えていないところであります。

なお、土曜日の教育活動は、制度面での変更も伴うものであることから、今後はその推移を注視し、適切に対応してまいる所存であります。

2点目の子ども、親、学校、地域、行政の5者連携を基軸とした取り組みに連動し、地域密着の土曜学習を試行してはいかがかについてですが、ご提案は、1点目に述べました土曜日の教育活動の3つ目の土曜学習ともいふべきものであります。スポーツの面では、一定の対応をしておりますが、学習機会となりますと、ほとんど見られていない状況であります。

5者の連携につきましては、多くのボランティアの方々のご協力をいただかなければ実施することが難しいものであることから、今後実施市町村の動向や全国的な推移を注視し、本町の対応の参考とさせていただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） ご答弁ありがとうございました。土曜日授業だけに限らず、あえて土曜日の子どもの過ごし方について伺ったわけです。以前一般質問で私は、ファミリーサポートセンター事業についてお尋ねをいたしました。つまり1つは、働く女性の就労支援という観点と、2つ目は子どもの学習を含めた土曜日の有効活用、この2つの側面からお尋ねをしたわけでございます。土曜日授業に関して言えば、東京都教育委員会が平成22年に公立の小中学校で月に2回を上限とし、土曜日でも正規の授業が実施できるよう通知をした、そうした観点から他の幾つかの県でも波及をし、試みた経緯があるようでございます。いずれの学校においても年間数日間の実施ぐらいかと思えます。

一方、文科省が昨年7月、全国の教委に公立小中学校の土曜日授業について尋ねると、必要と答えたのが11%ぐらいと聞いております。こうした運営上での問題点も幾つか提起をされておりますので、現状におきましては、先ほどの答弁で十分に理解ができる内容と思えます。

また、地域密着の土曜学習についても、幾つか先ほどもお話がございましたように、運営上での課題もあろうかと思えます。しかし、今後種々検証の上、本町の持ち味を生かした独創的な取り組み、これに対して期待をいたしたいと思えます。

さて、自治公民館においては、放課後子ども教室の実施、この地区について応募を行っております。土曜日に限ったわけではございませんけれども、矢巾町教育振興運動推進委員会では、国の委託による被災県支援事業の一環で地域における放課後の子どもの居場所づくりといったことで、これに対する応募をした経緯があると思えますので、応募状況についてお尋ねをいたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 放課後子ども教室につきましては、国の交付金を活用いたしまして実施をしているものでございますが、主には児童館を活用した活動、それから自治公民館を活用した活動、そしてもう一つは、体育館を活用した活動ということで3つの種類で

行っております。児童館につきましては、全児童館で実施をしていただいておりますし、内容的には、スポーツとか、あとそれからゲームとか、そういったものが主体となって、子どもたちの放課後の居場所づくりを進めております。

あとそれから、自治公民館を活用した事業につきましては、西徳田2区の公民館がことしで3年目に入ります。去年は、北郡山の公民館も実施をいたしました。やはり児童数が少ないということで今年度は見送ったということですが、こちらのほうでも地元の公民館役員さん等のご協力をいただきまして児童館と同じような内容で活動しているということでございます。

あと体育館のほうを活用した活動につきましては、こちらのほうはスポーツを活用した子どもたちの放課後の居場所づくりということでキンボールとか、それからスポーツチャンバラ、こういったものの普及ということで実施をしているものでございます。

具体的な回数につきましては、ちょっとあれですが、大体児童館、それから自治公民館等、年間50回程度の活動を実施しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） 3点目といたしまして、AEDの有効活用についてでございます。

AED、自動体外式除細動器につきましては、平成23年に自治公民館設置という観点で一般質問を行った経緯がございます。以来2年半を経過した今日、全国には約38万台以上設置され、特にも公共施設はもとより民間の施設においても、その導入台数がふえておるという現状でございます。AEDの適切な処置で、いわゆる尊い命が救われた事例も枚挙にいとまがございません。この一方で取り扱いが簡単と言われながら、なかなかこの器械に対する操作できないという事例や、また日常の維持管理が不備なためにいざというときに役に立たなかったという事例も指摘されております。こうしたことで厚生労働省は、平成21年に都道府県にいざというとき使えない事態を防ぐため、適切な管理方法について通知を出したというふうなこともございます。これらに関して以下について伺います。

1つは、AEDの使用法に関する講習会など、この開催状況についてでございます。

2点目に、本町の主要なAEDの設置施設について、その台数について。

3点目に、設置施設の町民がわかるいわゆる表示について。

それから、4点目は、今後の設置予定がございますれば、それについて。

以上、お伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） AEDの有効活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目のAEDの使用方法に関する講習会などの開催状況についてですが、AEDをより有効に活用するためには、AEDの使い方とあわせ心肺蘇生法を学んでいただくことが大切であると考えており、日本赤十字社岩手県支部の救命救急講師及び消防署員が講師として、町内小中学校、地域、事業所、団体等において年間を通じて講習会を開催しております。また、例年開催しております本町の秋まつりにおいても、矢巾町日赤奉仕団員による指導とPR活動を実施しているところであります。町内におけるAEDを活用した救命救急講習会は、平成24年度には38回開催され、993人が受講し、平成25年度には43回の開催で944人と多くの方々を受講しております。今後もAEDの適切な管理とあわせ、講習会の必要性についても周知を図るとともに、講習会を実施をまいります。

2点目の本町の主要なAEDの設置施設及び台数についてですが、AEDの設置は、不特定多数の方が利用する場所において、万が一の事態に備え、必要になった場合に対応できるよう、平成20年度から町内小中学校、児童館、さわやかハウス、町公民館等、順次設置してきたところであります。現在本町で把握しているAEDの設置数は78施設、84カ所で、うち公共施設への設置は、26施設、27カ所で、そのほか医療機関、介護保険施設、民間企業等において52事業所、57カ所と積極的に導入されております。

3点目の設置施設の町民への表示についてですが、平成23年3月に作成し、各世帯に配布しております矢巾町防災避難地図の施設一覧にAEDの設置表示をしており、町のホームページからも確認できるようになっております。

なお、矢巾町防災避難地図は、今年度見直しを行う予定となっておりますことから、現在の状況を精査しながら表示をまいります。

4点目の今後の設置予定についてですが、AEDは、高価な機器であること、設置後の適正な維持管理が必要であること、さらには近年民間事業所等におきましても積極的に設置されておりますことから、今後の設置状況を把握しながら検討をまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） ご答弁ありがとうございます。AEDにつきましては、全国各地でいろんな事例があるわけでございます。各施設に多く配備することは、もちろんよろしいわけですが、あり場所、その施設を住民がよく理解して、そしてそれを融通し合うということも京都府の例ですとか、あるいはまた条例までつくって主要な施設へ設置を義務づけたという横浜の事例とかあるわけですが、とりわけ本町におきましても各自治会において現在自主防災会の組織づくりあるいはその演習等に取り組んでいるさなかであります。先般の震災での大被害や昨年8月の集中豪雨による被害といったまさに自主防災の組織化と、その訓練によって、いざというときに人命を守る手段として、そのニーズはますます高まっております。そういった意味で災害とは違いますけれども、人命を守るという観点からAEDの有効活用についても自主防災会と連動した活動に位置づけて、ふだんから啓蒙をし、身近にその対応をできる体制づくりが肝要かと思うわけです。

つまり自主防災といいますが、例えば震災とか集中豪雨あるいは火災につきましても、いわゆる初動態勢までの体制づくりだと思います。具体的には、消防車が来るまでの間どうするか。消火器等の問題、あるいはこのAEDにつきましても結局は救急車を呼んで病院に向かうというケース、そこまでのいわば10分以内にどうするか、この初動態勢ということで、いわゆる現在各自治会が取り組んでいる自主防災との連動をきめ細かに設定しておいたほうが人命を守るという観点でよろしいのではないかというふうに思います。

2点目に、先ほどご答弁いただきましたように、講習会も数多く開催されておりますので、考え方によっては、これで十分だということも言えるかと思えます。一方においては、本町では、矢巾町生涯学習まちづくり出前講座という講師派遣のメニューもございます。したがって、このAEDの活用、講習会につきましても、このメニューに加えて、自治公民館などにおいて地域住民が気軽に学べるといった体制づくりも必要かと思ひまして、お尋ねをいたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

1点目の質問にお答えをしたいというふうに思います。自主防災会、そういったところで災害が起きた場合とか、倒れた場合に、いわゆる初期の段階が大事だということで対応するような形あるいは連動してそういった対応をしてはどうかというふうなご質問でございました。今現在自主防災会、たしか昨年の今ごろといいますか、25年度当初は23ぐらいだったというふうに思いますが、今現在は29までいってございます。今年度も2つというふうなこと

で既に2つ結成されておりました、現在29ということで、あと全部達成まであと12というふうなことになってございますが、そういった形でかなり各地区で頑張って自主防災会を結成していただいております。そうした中での今のご提言というふうな形だと思います。確かに災害もそのとおりですが、何か行政区で事業をやっていたときに倒れた場合等々もそれは考えられるというふうに思いますので、こういったところにつきましては、今後検討してまいりますと、今時点ではそういうお答えになりますが、やはり自主防災会、さまざまな形で町民の命を救うということをやっただくこととなりますので、その辺のところは検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） A E Dの講習に出前講座の活用をというお話でございましたが、町のほうで行っております生涯学習まちづくり出前講座、60項目のメニューを今設定しておりますが、ここの中で防災交通の中に応急手当、それから普通救命講習ということで盛岡南消防署矢巾分署さんのほうで担当していただいております講座も準備しております。昨年大雨洪水後の出前講座の中にもそういった災害とか、救命救急の講座の要望も来ておりますので、今後ともどうぞ活用して実習をしていただければというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で7番、谷上哲議員の質問を終わります。

次に、10番、芦生健勝議員。

第1問目の質問を許します。

（10番 芦生健勝議員 登壇）

○10番（芦生健勝議員） 議席番号10番、芦生健勝です。町長に矢巾町の将来展望について伺います。

「みんなでつくるうるおい豊かに躍進するまちやはば」の基本理念のもと、県内でも注目されている本町ではありますが、先般の有識者でつくる日本創成会議の発表によれば、今のペースで地方からの人口流出が進めば、26年後の2020年には、岩手県の27市町村を含む全国で896市区町村で20代から30代の女性人口が半分以下に減り、将来的には自治体が消滅する可能性があるとの試算を公表しました。

我が矢巾町も例外ではなく、人口は2万337人で若年女性の減少率は51.6%と試算されています。今本町では、中村地区、藤沢地区で宅地の開発が進み、岩手医大附属病院の移転が決まっており、矢巾町は黙っていても人口がふえるという人がいるくらいです。確かに当面は人口増が見込まれますが、その後は間違いなく人口減少が予想されます。人口減少は、町の衰退につながります。そこでことしから始まる第7次総合計画の策定においては、大胆で新たな施策を盛り込むことが必要ではないかと考えます。町長の将来展望と構想を伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 10番、芦生健勝議員の矢巾町の将来展望についてのご質問にお答えいたします。

国民の立場から提言を発信し、国民的議論を起こすことを目的とした日本創成会議が先月に公表した全国市町村別将来推計人口によれば、26年後の平成52年における本町の20歳以上40歳未満の女性人口は、平成22年の3,319人と比較し、51.6%減の1,605人と試算されています。これは、昨年3月に厚生労働省に設置された国立の政策研究機関である国立社会保障人口問題研究所が公表した1,854人よりもさらに149人少ない試算となっております。いずれの試算も平成22年10月1日に実施された国勢調査による人口に基づき、将来人口を推計しているものであり、何もしなければこの数字になると認識しているところであります。

本町では、これまで岩手医科大学総合移転整備事業に合わせ、中村地区、藤沢地区の市街化区域編入により民間活力による宅地開発につなげてきたほか、矢幅駅西地区及び矢幅駅前地区土地区画整理事業、広宮沢第二地区土地区画整理事業により、人口増加に直結する市街地整備を進めてきたところであり、今後の住宅着工に伴い、双方の試算を上回るものと予測しております。全国的に地方部の人口減少が進む中、将来子どもを産み、育てる若者が大都市圏へ流出することは、単なる人口減少にとどまらず、人口再生産力そのものを失うこととなることから、若者の流出を抑える施策が今後さらに必要となってくるものと認識しております。

このことから雇用や収入に不安を感じている若者の就労の場を確保することにより、安定した収入のもとに定住化を図ることは重要であり、企業の協力が必要でありますことから、引き続き関係機関と連携し、雇用創出に努めるほか、人的ネットワークを活用し、企業の情報収集に努め、なお一層の企業誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、若者が早期に結婚し、子どもを産み、育てやすい環境づくりを図ることで第2子以

上の誕生を促すことも重要であることから、妊産婦及び乳幼児の医療費助成や保育料の軽減措置の実施など、引き続き子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。若者の流出を抑える施策とともに、新たに定住化を生むための施策として交流人口の拡大を図ることも重要であると認識しております。

こうした対応策といたしまして、旧矢巾中学校跡地の活用について、若者の交流人口の増加につながるような活用方法を検討してきたところでもございます。本町では、これまで岩手医科大学総合移転のほか、県立療育センター、県立盛岡となん支援学校の移転が予定されており、さらに先般岩手医科大学に新たに看護学部の開設も発表されたところであり、こうした施設の開設により交流人口が9,000人から1万人と予想されることから、矢幅駅周辺を初めとして、関連施設等の整備を行い、本町を訪れる方々の利便性の向上などを図り、交流人口の中から、その後の定住化につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

第7次矢巾町総合計画の策定に当たりましては、本町を訪れる方々の中からより多くの方が本町に住んでいただく魅力あるまちづくりのため、これまでの施設充実型施策から生活の充実が得られるソフト面を重視した施策の推進も重要と考えておりますことから、厳しい財政状況下ではありますが、人口減少対策に有効な施策に重点的に予算を配分し、定住化を促進し、出生率を着実に向上させることで将来にわたり人口が安定的に推移し、活力と魅力あふれる町となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

芦生健勝議員。

○10番（芦生健勝議員） 1点だけ確認をしておきたいと思います。

ご存じのとおり、数年前までは日本の経済は右肩上がりです。いつまでも発展していくものと思っておりました。私もそう思っておりました。ただ、今もうそういう状況ではないわけですので、そのことの危機感を私は持っているわけですが、町長も同じ危機感を持っているかどうかを確認したいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） お答えを申し上げます。

まずその危機感を持っているかどうかでございますが、まさしく議員と同様でございます。私も非常にこの人口減少ということにつきまして危機感を持っておるところでございます。したがって、いろんな機会の中でそうしたことを促進できるような施策と申しますか、

いろいろ皆さんのご意見を聞きながらとり進めてまいりたいというように思っておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○10番（芦生健勝議員） 安心したところで2問目の質問に移ります。遊歩道の整備について伺います。

健康長寿のまち、日本一健康なまち、やはばを目指す本町において、町民の健康維持が特に大切です。健康で長生きするためには、歩くことだと私は痛切に感じています。人間歩けなくなると、急速に体力が低下してしまい、その次には介護が必要になります。そこで健康で長生きするために、全町内に気軽に歩ける安全な遊歩道の設置を要望します。今も少しはありますが、西部と東部、そして中心部に名前をつけて、ここが大事なところでございます。誰にでも利用しやすい安全で安心な遊歩道の整備が求められますが、町長の意気込みを伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 遊歩道の整備についてのご質問にお答えいたします。

町民の健康の保持、増進におきまして身体活動と運動は、生活習慣病の予防や高齢者の認知機能や運動機能の低下防止からも重要であり、ふだんから歩くことによる歩行の数を増加させることについては、本町といたしましても町内外の関係機関と協力しながら取り組んでいるところであります。

町民の歩行数の現状でございますが、健康やはば21第2次計画策定に当たり、昨年7月から8月に3,000人を対象として実施した健康意識調査の結果では、1日平均歩行数が20歳から64歳の男性は約5,500歩、女性は約4,500歩であり、平成22年に厚生労働省が実施した国民健康栄養調査の全国値と比較しますと、男女とも少ない状況であります。また、65歳以上の1日平均歩行数についても男性は約3,700歩、女性は約3,300歩であり、同じく全国値より少ない状況であります。このような状況の中で歩行数を増加させる取り組みが必要であり、個人の生活状況に合わせた身近な場所で無理なく歩くことを継続して取り組むことが運動習慣の定着となり、健康寿命の延伸につながるものと考えております。

具体的には、身近な場所でのおすすめウォーキングマップを保健推進員の活動の中で作成

し、地元の環境を生かしたウォーキングを実施している地区もあります。また、検診を受けた後の事後指導におきまして、日常生活におけるウォーキングの実践を勧めており、社会教育分野とも連携した事業を行いながら取り組んでいるところであります。このような活動は、身近な方々と仲間づくりを通じて歩くことを楽しく継続できる取り組みであり、歩くことの定着を推進しているものであります。

また、日本一健康な町を目指す本町において、町内外の関係機関と連動した取り組みを図ることは不可欠であり、他団体において開催する各種行事との連携を密接にし、1人でも多くの方が歩くことを継続でき、また運動の重要性や正しい知識と効果について町民へ普及、啓発を行い、効果的な歩き方など、具体的な方法を学べる場を設け、取り組みを推進してまいります。

議員ご指摘のとおり、西部と東部、そして中心部に名前をつけて誰にでも利用しやすい安全で安心な遊歩道を整備することは、環境を整備する取り組みとして有意義ではありますので、西部については、煙山ダム周辺、東部については、北上川堤防周辺、そして中心部については、不来方高校から岩手医科大学矢巾キャンパス周辺について遊歩道として利用できないか、今後検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

芦生健勝議員。

○10番（芦生健勝議員） 今後検討してまいりますということで、検討するという事はやるということだと私は解釈しておりますので、ぜひわかりやすいマップ等も含めて矢巾にはここにこういうふうな遊歩道があるのだよというの案内も含めてぜひつくっていただきたいなと思っております。それが一つ。これは後で答弁をいただきます。

それから、先日6月1日の恒例の南昌山登山が中止になりまして、南昌山ろくウォーキングを開催したわけですが、これは私の予想にも反して大変多くの方が参加していただきました。私ども山岳会も一緒に歩いたわけですが、予定の100人を大幅に超えまして172人ということで大変にぎわって、いい企画だったなと思っておりますが、これは南昌山はまだ来年も登れない、私ども登るのですけれども、町としては登れない方向で進むのではないかなと思いますので、それはそれとして今回実施した山ろくウォーキングは、同じ日でもいいですし、別でもいいですし、ぜひ並行して進めていただきたいと思いますと思っておりますが、今回の南昌山ウォーキングについての感想もお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 1点目のマップ等も含めて案内標識等をつくっていただきたいというのは、先ほどいただきましたので、要望として承りますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 山本商工観光課長。

○商工観光課長（山本良司君） 2点目の先日行いました南昌山ろく健康ウォーキングの関係でございます。まず6月1日実施したわけですけれども、172名の参加いただきました。これには町内含めまして近隣市町からも参加いただいたところございまして、当初事務局として予想していた人数よりもやはり多く参加していただいたと、この感想につきましては、実質的に健康志向といえますか、ウォーキングによつての健康志向、こちらの取り組んでいらっしゃる方々の多さというの痛感したところでございますし、うちの部門、商工観光部門として、ある意味で西部山ろく地区を散策、観光ベースの散策しながら城内山までの散策ウォーキングを行ったところございまして、こちらについても健康と観光、両面、ある程度の成果を得ることができたかなというふうな感想を持っております。

しからばご質問ございました継続して取り組んでほしいというご意見ございまして、こちらにつきましても今回の状況、かなり手前みそではございますけれども、ある程度の成果と申しますか、内容を果たせたところがございまして、南昌山山開きにつきまして若干ちょっと時間がかかる経過がございますので、そこら辺同時に行うことがもしできたものであれば、そこら辺も含めて今後検討しながら実施する方向で検討させていただければなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

芦生健勝議員。

○10番（芦生健勝議員） 最後、ちょっと要望ですが、ほとんど歩道があるところを歩いたわけですが、ないところもありました。また、西部開拓線につきましては、交通量が非常に多いところでトラック街道でございます。それで歩道を歩いていまして、横を大型トレーラーがばんばんぶっ飛んでいくわけです。非常にすれすれみたいな感じで大型トラックがぶっ飛んでいきます。そういうことで歩道があっても歩道の整備といえますか、もうちょっと広ければいいなという希望もありますし、それから木がぶら下がっているところはないのです

が、それでも木が倒れてきそうな危ないなというようなところも何か所かありました。これは話をしておりましたけれども、それともう一つ、行事としていわゆる100人も歩いていけば、熊もびっくりして出てこないわけですが、1人、2人で気が向いて歩いていくについては、熊が非常に怖いわけです。ですから、熊対策もこれといって何がいいとは言えませんが、そのことについても今後ぜひ1人、2人でも安心して歩けるような状況をつくっていただくように要望をします。

終わります。

○議長（藤原義一議員） 以上で10番、芦生健勝議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

14番、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。5月15日、衆議院本会議で医療・介護総合法案が採択ありきで自民、公明両党の賛成多数で可決されました。日本共産党は、関連法案十数本余りの中で特にも来年4月からの介護保険法改悪なども含めて国民を医療や介護から追い出す、かかりにくくするものと批判しました。以下4点についてお伺いします。

第1点目、現在要支援で訪問介護や通所介護を受けている割合と要介護1、2で施設サービスを受けている割合は幾らかお伺いします。

第2点目、施設サービスの要介護1、2と認定された高齢者のサービスで特例以外入所できなくなれば、通所介護や訪問介護の重症化が起り得ると思いますが、どのように地域ケアを考えているのかお伺いします。

3点目、医療分野は、今でさえ早期退院が迫られ、中には患者はリハビリのないまま在宅に戻されている状況です。政府は、重度でも在宅でのかけ声により重症化している人がふえ

ている、そういう状況です。安倍総理は、自治体の特性を生かす、サービスを抑制するものではないと国会で答弁しておりますが、町ではどう具体化してきているのかお伺いいたします。

4点目、医療・介護総合法案は、安倍内閣が進める社会保障と税の一体改革の具体化であり、社会保障を本人と家族の責任に追いやり、自己負担をふやすものと考えますが、どのように考えているのかお伺いします。

以上、4点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 14番、川村よし子議員の高齢者が安心して受けられる医療、介護についてのご質問にお答えいたします。

1点目の現在要支援で訪問介護や通所介護を受けている割合と要介護1、2で施設サービスを受けている割合は幾らかについてですが、現在要支援の方が212人で訪問介護を受けている方が30人で、全体の約14%、通所介護を受けている方が60人で全体の約28%となっております。また、要介護1、2の方が382人で施設サービスを受けている方が20人であり、全体の約5%となっております。

次に、今後の地域包括ケアで高齢者対策はどう取り組むのかについてですが、在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進、さらには地域包括支援センター、社会福祉協議会等で構成されている地域ケア会議により、諸問題を抱えている方への対応について最善策を検討し、関係機関との連携を図りながら、高齢者が要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう今後も継続してまいります。

2点目の施設サービスの要介護1、2と認定された方々のサービスが特例以外入所できなくなれば、通所介護、訪問介護をどう進めるのかについてですが、要介護1、2の方が施設入所できなくなった場合、通所介護、訪問介護を利用する方がその分ふえると考えられることから、今後のサービス利用状況を把握しながら対応してまいります。

3点目の医療分野は、今でさえ早期退院が迫られ、患者はリハビリもないまま在宅に戻されている現状であるが、町ではどう具体化しているかについてですが、本町では、今後在宅医療と介護の連携について、紫波町及び紫波郡医師会と合同で医師、介護職及び町職員の構成による紫波郡在宅医療介護連携関係者会議を昨年度から開催し、地域の格差や施設サービスの不足、今後さらなる医師会とのつながりが必要であると考えられることから、医療と介

護の連携により、利用者に切れ目のないサービスが提供できるよう検討しているところであり
ります。

4点目の医療・介護総合法案は、社会保障を本人と家族の責任に追いやり、自己負担をふ
やすものとするがどうかについてですが、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望し
た場合、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確
保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築といった医療・介護サービスの提供体制
の改革が急務となっており、サービス利用者の一定の負担が生じますが、医療法等の制度改
正に合わせ、新たな財政支援制度を創設し、サービスの充実を図るとされていることから、
今後の動向を注視しながら対応してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 何点か質問させていただきます。

まず1点目は、高齢化社会になると当たり前のことですが、介護を必要とする高齢者が多
くなってくるということは当たり前です。特にも要支援者は年々増加傾向です。先ほどは、
答弁の中にも町内では介護施設にサービスを利用している方の42%が要支援、要介護1、2
になっております。こういう中で政府は、介護保険制度が開始され13年経過しましたが、サ
ービスを利用することができていたので、今度は介護保険サービスから外し、ボランティア
などに委ねる方針、保険料はそのまま年金から天引きする、このような状況がまた来年、第
6期計画でもされようとしています。そこでお伺いします。来年度の第6期介護保険料はど
のくらいになるのか。今基準額で4,800円ですが、見込みはどのようになっているのかお伺い
します。

2点目は、政府のやり方に抗議するべきと思いますが、町としては、介護保険料が年々計
画ごとに値上げされておりますが、介護がどんどん悪くなることについてどのように政府に
お話ししているのかお伺いします。特にも認知症の方、オレンジプランとかということで全
国にも家族会がありますが、認知症は大きな社会問題になっていますが、認知症の方々、要
支援1、2の方、そして施設で認知症のために要介護1、2の方々、これからなる方々も含
めてどのようなサービスをするつもりなのかお伺いします。そしてその計画は、いつごろで
きるのかお伺いします。

それから、3点目、要介護3で施設に入所している実際の矢巾町に在宅の方が5年間で有

料老人ホーム等で月16万円ほどかかります。そして、特別養護老人ホームに入所手続きをしているけれども、ショートステイという長期ショートステイを利用するとか、そういう方法しか今のところはありません。このような状況は、何例ぐらいなのか。その方は、今まで働いて600万円ほどためてきたけれども、5年間でほとんどなくなった。年金は、国民年金で月6万円から7万円の状況だと、こういう状況の中でためたお金がなくなったときには、特別養護老人ホームに入りたいけれども、なかなか入られない。こういうときには、家族の援助を必要とするというのが国の政策です。自己責任、家族介護、またこれが蔓延すると、もっともっと蔓延すると思いますが、このことについては、どのように考えているのかお伺いします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

1点目の6期目の介護保険料、幾らになるのかというお話ですが、今お話ありましたとおり4,800円というのが今、月になっているわけですが、まだそれぞれ試算はしておりませんが、このように介護を受ける方々がふえるということは、今の現状ではそのまま推移していかないだろうなということを考えておりますので、どれぐらい上がるかというのは、またあれですが、6期目さらに上がるものと考えております。ただ、いろいろうちのほうでも基金とかありますので、それらを考慮しながら少しでも介護保険料の上げ幅を少なくするように努力をしていきたいなど、このように考えております。

2点目の政府のそれぞれの法律の改正に対する抗議といいますか、それから認知症へのサービスの今後のあり方はどう考えているのかということですが、それぞれ不満な部分があるということであれば、やはり町村会を通して、それぞれ上位の政府機関等々への申し入れといいますか、そのように今でも対応しているところでございますし、認知症の対策事業につきましては、谷上議員さんにもお話しをいたしました。それぞれ認知症問題というのは、段々大きな社会問題になってきております。矢巾町の中でも、やはり年間何人かはちょっと見えなくなったという事件も発生しておりますが、それぞれ大事に至らずに発見をされておうちのほうにお帰りになっていただいているということになっております。それぞれ認知症とはどういうものかという、その根本的なものからやはり知っていかなければならないということで、それは家族を含めた、子どもさんを含めた中でのそれぞれの認知症サポーターの養成講座なりをやっておるわけですが、ようやく25年度で町内でも1,000人を超える方

々がそういうふうなものを受講していただいているわけですが、先ほども申し上げましたとおり、これがベストだというのは、まずないということで私は考えております。ですので、でき得る限りできることを、それこそ町民の皆さんに理解していただけるように、それぞれお知らせをしながら、あるいはそれぞれのうちのほうでの教室等々にも参加して、少しでも認知症状の進行がとめられ、遅くできるような、そのようなそれぞれの対策を考えているところでございます。

特にも今までは介護予防事業、認知症を含めた介護予防事業ということで今やまゆりハウスは閉鎖状態ですが、いろいろそういう場所を老人クラブさん等を対象にしてやっているわけですか、それではやはり全体的な対象者数から追っていきますと、そういうふうな教室に来ていただく方がちょっと少ないなということを理解しております、今からそれぞれ各公民館に逆に言えば、こちらのほうから出向いていきまして、公民館を会場にそれぞれの介護予防、認知症を含めた介護予防事業を6月から開始するというところで今準備をしているところでございます。

やはり身近なところでそういうふうな講義の場あるいは勉強をする場を設定することによって、それぞれ少しでも理解を町民の方々にしていただけるのかなと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、要介護3で有料老人ホームに入っていると。そこで出てショートステイの繰り返しをしている方々が何人ぐらいいるのかというお話ですが、確たる何人という数字は持ち合わせておりませんが、確かにショートステイを繰り返しながらつないでいる方々、いないとは言えません。いらっしゃることは確かでございます。ただ、それはやっぱりそれぞれ介護施設に入所するというのは、基本的には介護度の重い方から入所をするということになっております。今国会で審議されておりますが、要介護1、2の方々がそれこそ入られないのではないかということになっておりますが、今でも要介護1、2の方々が優先的に入るということは、まずありません。ですので、介護度の重い方から施設ではやはり受け入れというような形をとっておりますので、その辺はご理解を願いたいと思います。

ということで、なかなか町内に介護施設の特養の施設等々あるわけですが、空きがなかなか出てこないというのが実情です。ですので、それぞれ空く間といいますか、その間にそういうふうなショートステイを繰り返しているというような実情でございますので、ただそれぞれの家庭の状況によりましては、金銭的な部分、非常に負担をかけている部分もございませぬので、それぞれの方々にそれぞれの個別にご相談をいただきながら今後とも対応をしま

いりたいなど、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） この法案が通過しますと、今度は施設の中で、施設というか、デイサービスも、それから訪問介護も、それから入所施設も労働者の方々が重度になると考えるのですけれども、その点は、施設の労働者の意見はどのように把握して、町村会では挙げているのか。どのように把握しているのかお聞きします。やはりそういう労働者の声も国に伝える必要があると思うのですけれども、お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今デイサービスあるいは訪問介護を受けている方々が、多分お話を参酌しますと、今要介護1、2の方々が当然ながら今度はデイサービスを受けるような形になるので、その方々が来れば、それこそ介護施設等の職員の労働力が非常に重くなるのではないかと、このように解釈をいたしました。先ほどもお話しを申し上げましたが、要介護1、2の方々が、ここにはなぜ要介護1、2の方々が施設に入らなければならないかという一つの基準がございます。先ほどから言っていますとおり、介護度が重い方が施設に入所するということになっておりますので、介護度の軽い方々は、今でもデイサービス、訪問介護等を受けているのが実情でございます。なので、今度の法改正になったからといいまして、今当然入っている方々が施設から出なければならないというようなことは、こちらのほうの理解としては、そういうことはないというように理解をしております。

それから、要介護1、2の方々が施設に入らなければならない、そちらのほうでお世話にならなければならないというのは、やはり何個かの要件がありまして、介護度のほかに、やはり例えば障がいの部分を持っているとか、あるいはおうちのほうでやはり介護をできる状態ではないとか、そういうふうな何個かの要件を満たして今も入っているわけですので、です。制度が変わったからといって、これが大幅に訪問介護あるいは逆に言えば施設から出されるといようなことは考えておりませんので、大幅にその施設の方々の労働に対して重荷になるというようには今のところは考えておりません。ですので、何人かは、やはり施設に入ったほうがいい人がひよっとすれば入られないかもしれませんが、そんなに労働力としては大きくはならないのではないかとこのように考えておりますので、町村会等々には、そ

ちらのほうに関してはお話しをしていない状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 意見だけさせていただきます。

市町村が実施している地域支援事業に新たにメニューを設けて要支援の人たち、今まで要支援1、2だった方々を普通に生活させるわけですけれども、その中には認知症の方もいると思います。見守りとか、谷上議員さんの質問の中にもありましたが、見守り、それから配食、緊急時対応など、代替サービスを提供すると思います。政府厚生労働省は、そう説明しておりますが、実際の町村としては、その方々を身近で見なければならぬわけです。そのときに、やはり経費は、今まで以上に介護のとき以上にお金がかかると思います。ですので、やはり労働者も含めて町村会でもっともっと吟味した調査をして、そして意見を上げるべきだと思います。これは、早期にやる必要があります。意見で終わります。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 質問の2点目は、憲法と子どもの権利条約が生きる学校地域づくりについてお伺いします。

日本国憲法、教育基本法、そして国連と締結している子どもの権利条約を学び、小学、中学、高校の教育の中で子どもたちは平和の大切さを多方面の教育の中でしっかり学び、胸に刻んでいます。子どもたちの多数が戦争は嫌だ、平和が一番と思い、学んできています。それで3点お伺いします。

まず1点目、安倍政権は、昨年12月、国家秘密保護法を強行採択し、国家安全保障戦力を閣議決定し、社会的基盤の強化のページで我が国と郷土を愛する心を養うとともに、自衛隊、在日米軍などの活動の現状への理解を広げる取り組みうんぬん、推進すると書かれております。戦争する国を支える人づくりのために教育改革をする、またアベノミクスが狙う世界一企業が活動しやすい国のため、人材づくりのため、教育再生が必要としております。町長、教育委員長の考え方を伺いいたします。

2点目、教育基本法第3条には、教育の機会均等がうたわれております。親の収入の有無にかかわらず必要な教育を受けさせるように教育の中に子どもの権利条約を生かし、憲法第26条を生かした生活保護基準引き下げ後の生活保護基準1.2倍の就学援助制度の受給率はどうか。生活保護費引き下げにより受給率を引き上げる必要があると考えられますが、どう考

えているのかお伺いします。

3点目、教科書も、また学習指導要綱に準拠して作成、選定、採択され、採用されております。近年従軍慰安婦、領土領有、沖縄戦における集団的自決などの記述をめぐって検定制度のあり方が問われております。政府方針を教科書に記載するなど、推進する方々がいます。教育委員会は各学校でどのような教科書を使用するのか今後重要なかわりを持っています。沖縄県竹富町の教育委員会での取り組みをどう考慮し、教科書選定についての取り組みをどう考慮しているのかお伺いします。

以上、3点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 憲法と子ども権利条約が生きる学校地域づくりについての1点目のご質問について最初に私からお答えをいたします。

我が国は、唯一の被爆国として日本国憲法のもと憲法第9条により非核三原則を掲げ、戦争のない平和な世界の実現を小中学生のころから学校において教育しているところであり、このことにより、多くの子どもたちは平和の大切さを理解しているものと考えております。戦争を経験した国民が少なくなる中、恒久平和と戦争のない平和な世界を実現するためにも今後とも幼少期からの教育が重要であると考えております。

なお、昨年12月に国家機密を漏えいした国家公務員への罰則強化を盛り込んだ国家秘密保護法の採択や国家安全保障戦略が閣議決定されたところではありますが、これらについては、今なおさまざまな意見があることからなお一層議論を重ねることが必要であろうと考えております。

以上、私からのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き14番、川村よし子議員の憲法と子どもの権利条約が生きる学校地域づくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目の人材づくりのための教育再生の考え方についてですが、教育委員会制度の意義は、行政における中立性、安定性、継続性を確保することにあると認識しております。また、教育は、人づくりとも言われますが、教育の使命には、子どもたち一人一人の個人としての人格の完成を目指し、自立した幸福な生涯を実現する上で必要な資質、能力を育成するという点と、社会の形成者たる国民、町民を育成するという2つの側面があります。これは、今後

いかに時代が変わろうと普遍的なものであり、国の教育振興基本計画においても同様に捉えられております。

このような考え方のもと、心身ともに健やかで豊かな創造性と広い視野を持った人材の育成を目指し、学校や社会教育機関、家庭、地域社会等が相互に連携しながら、さまざまな教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目の憲法第26条を生かした生活保護基準引き下げ後の生活保護基準1.2倍の就学援助制度の受給率はどうか。また、生活保護費引き下げにより、受給率を引き上げる必要があると考えるがどうかについてですが、経済事情にかかわらず誰もが充実した教育を受けられるようにという就学援助制度の趣旨を踏まえ、生活保護費引き下げの影響が出ないように、引き下げ前の基準による認定を行うことから、受給率に影響はないものと考えております。

なお、生活保護費引き下げによる基準変更を行わないことから、受給率の引き上げについては、考えていないところであります。

3点目の沖縄県竹富町の教育委員会での取り組みをどう考慮し、教科書選定についての取り組みをどのような配慮をしているのかについてですが、教科書採択、いわゆる教科書選定につきましては、岩手県教育委員会が設定する共同採択地区により、本町は盛岡市と紫波町の1市2町で構成される盛岡南地区教科用図書採択協議会に所属しております。共同採択地区内の市町村教育委員会は、協議により同一の教科書を採択することとなっておりますので、このことにより採択事務を進めているところであります。

教科書の選定に当たっては、協議会での協議を加え、多方面からの意見の集約を図りながらさまざまな取り組みを行う予定としております。まず教科書に関する資料としましては、岩手県教育委員会が作成した選定審議会の資料を、また11教科の複数の教科書会社の教科書については、33名の教科用図書研究員により内容調査を行っていただき、その調査結果も資料といたします。また、教科書選定に当たっては、採択地区内の全ての小学校の校長から採択に関する意見を提出していただくこととしております。さらに、保護者の意見を教科書選定により一層反映させるため、保護者代表等を加えた調査検討委員会を設置し、広い視野からの意見を伺うとともに、一部の期間は除かれますが、6月13日から7月8日まで盛岡市立都南図書館内に設置されている盛岡教科書センターにおいて、教科書を展示するとともに、意見箱を設置してご意見を伺うこととしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点についてお伺いします。

まず第1点目は、町長にお伺いします。町長は、元市町村長の方、また現在市町村長の方の9条の会に入られておりますが、9条の会では、国に対して集団的自衛権の行使をどのように考えているのか、そういう考え方をお伺いします。

それから、2点目、教育長にお伺いします。今親の労働条件がさまざまな対応をされておりました、可処分所得が減少している中で準要保護、要保護の方々も含めて学業に対しての経費がかさむと思いますが、子どもの権利が活かされる状況ということ消費税が上がってからのどのように全国的な調査も、また矢巾町の調査とかありましたら教えていただきたいと思ひます。

そして矢巾町で通学バスのバス券についての通学費が補助されておりますが、紫波町と比較しまして、紫波町は全額ですけれども、矢巾町は半額になっております。この通学バスについてのなぜ矢巾町は半額なのか、経費の関係もあると思うのですが、そのことをやはり全額にすべきではないかなと思ひます。

それから、その通学バスのバス券のことなのですが、たまたま4月から消費税が上がるといふことで早目に3月に買った方がありまして、その方には補助が出ないといふことが言われたといふことなのですが、その方も対象にするべきと思ひますが、申請があれば対象にするべきと思ひますが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 第1点目につきましてお答えをさせていただきます。

まず9条の会に町長が入っているが、その中でどうかといふことですが、残念ながらやっぱり現職でありますと、日程的になかなかその会議に合えない、まず出席したことがないわけですが、今いろいろその中では議論をされておるようでございますが、年に2回ぐらい会議があるようでございます。いずれ今いろいろご質問のあったわけですが、現職の一自治体の長といたしましては、先ほどお答えしたとおりでございます、それ以上踏み込んでの発言は控えさせていただきたいといふように思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

準要保護、要保護に対する消費税の上った分といふことでございますけれども、この準

要保護、要保護につきましての単価等につきましては、国からの補助基準というのがございまして、そちらに基づいて、これが補助の上限額にはなりませんけれども、これのまずほとんど全額を用意しておりまして、消費税が上がったとしても、その分は含まれた額で補助をしております。

それから、通学バスの件でございますが、紫波町が全額ということでございますが、紫波町の場合は、スクールバスも出していることでございますので、そのスクールバスを利用されている方との均等という形で平等性を考えると全額補助ということになると思います。矢巾町の場合は、それがないので、半額補助ということで行っているところでございます。

それから、3月に買ったものということでございますが、その辺はちょっと調査して、使用が4月以降になれば、それは対象になると思いますので、その辺調査して検討したいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 質問の3点目は、政府の農業政策と本町との関連についてお伺いします。

環太平洋連携協定交渉は、2月22日以降、4月下旬のオバマ大統領訪日後アベノミクスの成長戦略として強い農業を目指すと言っておりますが、農業者の意見が反映されない政策と考えています。その中で、先日オバマ大統領が訪日したとき、お寿司会談をされましたが、日本の意向は関税撤廃など、相入れない状況でした。日本の基幹産業である農業を守るためにもTPP締結廃止しかないと思います。以下4点お伺いします。

まず1点目、流動化を進める画期的な手法として進める中間管理機構が都道府県に整備されました。県に整備されている農地中間管理機構は、矢巾町農業委員会や農業協同組合との関連はどのような状況になっているのかお伺いします。

2点目、米の直接支払交付金が26年度産から単価10アール当たり7,500円に、25年度産と比較しまして半減になります。町内の農業者からの意見、作付状況、経営状況はどう聞いているのか、どう把握しているのかお伺いします。

3点目、日本型直接支払制度の創設は、地域内の農業者が協働で取り組む地域活動のコストに着目した新たな支払制度として創設されましたが、その取り組み状況と、一農家所得は

どう変動するのかお伺いします。

4点目、米の直接支払交付金半減、打ち切りと、生産調整の廃止など、T P P 締結を見込んだ農業政策は、財界、大企業と官邸主導による手法と思いますが、どのように考えているのかお伺いします。

以上、4点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 政府の農業政策と本町との関連についてのご質問にお答えいたします。

1点目の農地中間管理機構は、矢巾町農業委員会や農業協同組合との関連はどのような状況かについてですが、6月2日現在において、県の農地中間管理機構とは、まだ業務委託契約は締結しておりませんが、事業実施においては、農地の出し手から農地中間管理機構に預ける際の農業委員会による利用権の設定が求められることや各農家の相談窓口として、町を初め農業委員会及び岩手中央農業協同組合のそれぞれの担う役割があることから、岩手県主催の会議を初め各種会議には、町の農林課のみならず、それぞれの団体も会議に参加しております。また、5月22日には、岩手中央農業協同組合管内の市町の農林課、農業委員会及び岩手中央農業協同組合、各地域営農センター、担い手支援対策課から担当者、県農業公社等の関係機関が参集し、今後の進め方について意見交換を行い、引き続き関係機関相互の連携を密に進めていくことを確認しております。

2点目の米の直接支払交付金が半減になったが、町内農業者の意見、作付状況、経営状況はどうかについてですが、これまで町としては、岩手中央農業協同組合矢巾地域営農センターが主催し、各営農組合単位で開催しました春期営農経済座談会に出席し、町内各地区において、米の直接支払交付金を初めとした4つの改革について説明をしてまいりました。また、平成26年産の作付状況については、岩手中央農業協同組合矢巾地域営農センターが現在各農家から提出された営農計画をもとに取りまとめを行っております。今年度の転作配分率が予想より多かったことから調整に苦慮しておりますが、生産数量目標面積を達成するよう岩手中央農業協同組合矢巾地域営農センターで鋭意調整を進めております。

また、経営状況についてですが、経営状況の確認は、交付金のみで判断するものではなく、米の販売価格、米以外の作物の販売金額やさまざまな交付金などの収入や資材費等の経費の総額をもって総合的に経営状況を判断するものであることから、平成26年度における経営状況については、現時点での把握は不可能であると考えております。

3点目の日本型直接支払制度への取り組み状況と一農家の所得はどう変動するかについて

ですが、本制度は、国における4大農政改革の1つである多面的機能支払いとして平成26年4月1日付で制定された制度であります。また、当該制度の内容としては、農地、水路、農道等の地域資源の基礎的保全活動である農地維持支払交付金並びに地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動である資源向上支払交付金の2階建ての制度構成となっております。

なお、従来の農地・水保全管理支払交付金制度においては、自治会や子ども会等、農業者以外の活動組織の参加が義務づけられていたのに対しまして、農地維持支払においては、農業者のみによる取り組みが認められるとともに、営農活動の一環となっている農地のり面の草刈りや水路の泥上げ等の基礎的な保全活動も補助対象となるなど、これまでの制度と比較すると、大幅に補助対象要件の緩和が図られているところであります。

このような経緯を踏まえ、町といたしましては、本年2月以降に営農組合や農家組合、認定農業者を対象とした説明会の開催を通じて当該事業の実施要望に係る取りまとめを行ったところ、既に農地・水保全管理支払交付金を導入している11地区を除くほとんどの地区を網羅する19の組織から実施要望がなされているところであります。

このようなことから、今年度の活動開始予定の各組織の取り組み状況によりましては、町内全域にわたる農地保全体制が整備される見通しとなっております。また、本制度における各農業者への支払い方法につきましては、各活動組織を通じて農地のり面の草刈りや水路の泥上げ等の基礎的な保全活動への出役実績に応じて代価が支払われる仕組みとなっておりますので、いかに積極的かつ決め細やかな保全活動を行うか否かによりまして、各農家の所得向上の一助になるものと考えております。

4点目のTPP締結を見込んだ農業政策は、財界大企業と官邸主導による手法と思うが、どう考えているのかについてですが、今回の米の直接支払交付金の半減、将来の打ち切りと生産調整の廃止については、農業が産業として成り立つよう、また地域で農地を守ることを目標に地域の担い手確保や耕作放棄地の解消など、農業が抱える問題を解決することを目標とした改革であります。

また、水田フル活用ビジョンや人・農地プランにおいては、地域の現状、課題を踏まえ、地域の特性を生かした作物ごとの生産の取り組み方針と作付予定面積の設定が求められています。これらのことから、地域の特性を生かし、計画的な作付を行い、地域の話し合いにより作付するものを判断できるよう地域の独自性の発揮を目指している面もあります。また、米づくりや畑作物の収入減少影響緩和対策、畑作物の直接支払交付金の設定など、さまざま

な施策が設けられていることから、米の直接支払交付金の半減や生産調整の廃止という施策の一面だけを捉え、T P P 締結を見込んだもので官邸主導による手法であるとの判断はできないものと考えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。

農業委員会の具体的な仕事として、農業委員会法第6条の所掌事務に書いておりますが、大きく分けると農地に関する行政機関としての業務、それから農民の代表の機関としてのということがありますが、今の矢巾町の農業委員会でも農業者の代表としてかかわっておりますが、今度の間接機構では1人だけ農業を営んでいけば、あとの代表は企業の代表でもいい、そういうことです。ですので、矢巾町の農家の人たちの声が届きにくくなると思いますが、そのことについてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） ご質問にお答えいたします。

今のご質問の部分に関しましては、農地管理事業の部分とは直接的なものではないと思いましたがけれども、いずれ委員会のほうの法人組織にかかわる部分のそういったふうな組織的なものかなというふうに、こう感じておりますけれども、いずれ農業委員会の先ほど議員さんがおっしゃいましたように、農家の代表者という部分につきましては、当然ながら必要でありますし、現在もそれを担っているわけでございます。その意味からいたしまして、一自治体の形の中で今の制度について云々ということは、こちらのほうでは言えないわけでございますけれども、ただ農家の意見を反映して、それを農業に反映するという部分につきましては、これは普遍的なものということで認識しております。ですから、その辺の部分につきましては、今後の動向の部分につきましては、注視しながら意にそぐわないような部分であれば、それなりの運動はしなければならないかもしれませんが、そのように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 突然ですが、農業委員長にお伺いします。農業委員会では、どの

ような話になっているのか最後にお伺いします。やはり農業委員会は、農家の代表として声を吸い上げる必要があると思いますが、そしてやはり国にも意見を申すこともできると思います。これは公選制ですので、そのところをちょっとお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 今議員さんは、農業委員長ということでございましたが、農業委員会の事務局長という立場の中でお答えさせていただきたいと思います。

いずれ委員会組織で今の農政にかかわる問題について委員会としてはどうかというふうなご質問でございますが、当然ながら定例的な会議は月1回はあるわけでございますが、それ以外にも5役会議等々あるわけでございますけれども、その際には、やはり今の制度の部分では意見が出ております。そして内部のほうでも今後どうあるべきかという議論はしております。それで、そういったふうな制度が出てから内部でも特にまず委員各位におかれましては、各地域において説明する義務もあります。そしてまた、これからの農業の部分につきましても先導する義務もあります。そういう意味で内部のほうの研修会をしつつ、その辺のところは詰めているところでございます。

しかしながら、ちょっと余談になりますけれども、最初に議員さんがおっしゃったように、今の制度についてどうするかという部分につきましては、いかんせんこの一自治体の形の中では何ともならない部分がありますけれども、いずれその辺はお互いに連携しながら情報をとりながら一本でいくということは認識しておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で14番、川村よし子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時5分といたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

6番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

(6番 小川文子議員 登壇)

○6番(小川文子議員) 議席番号6番、小川文子でございます。私は、町長に3点にわたってお伺いをいたします。

1点目は、駅前に建設予定の複合施設についてであります。駅前に来年度建設予定の複合施設は、建設費に12億円、維持管理費、年間1億円と巨費を投ずるものであり、4月13日の住民説明会でも多くの疑問や要望が出されました。20年間の維持管理費がSPCとの契約になることから、町民合意のもと慎重に計画する必要があると思い、以下お伺いをいたします。

1点目、敷地内に来館者用駐車場がない建物は不便、特に子ども連れの人が利用しにくいという声にどう応えるか。

2点目、交通量が多くて子どもや高齢者に不安という声にどう応えるか。

3点目、町民が利用しづらい施設に図書室を移転するのではなく、将来安全な場所に学園都市にふさわしい図書館を望む声にどう応えるか。

4番目、子育て世代活動支援センターへの住民のニーズをどう捉えているか。

5番目、少子高齢化、人口減少が予想される中、施設面積、維持管理費が膨大過ぎるのではないか。

6点目、複合施設建設を延期または中止した場合、町が支払わなければならない法的な義務は存在するのかについてお伺いをいたします。

○議長(藤原義一議員) 川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 6番、小川文子議員の駅前に建設予定の複合施設についてのご質問にお答えいたします。

1点目の敷地内に来館者用駐車場がない建物は不便、特に子ども連れの人が利用しにくいという声にどう応えるかについてですが、複合施設利用者の駐車場については、平成26年第1回定例会でもお答えしたとおり、複合施設の隣接地にある町有地を複合施設利用者のための無料駐車場とする予定となっております。また、さきの複合施設の住民説明会でも駐車場に関する意見が多く寄せられたことから、現在複合施設の周辺も含めて再度検討しているところであります。

2点目の交通量が多くて子どもや高齢者に不安という声にどう応えるかについてですが、隣接の駐車場からの歩行者動線を考えると、都市計画道路矢幅駅黒川線と矢幅駅下花立線との交差点を利用することになることから、現在信号機の設置及び横断歩道の設置について紫波警察署と協議を行っており、子どもや高齢者のみならず利用者全員の交通安全については、万全の対策を図ってまいります。

3点目の町民が利用しづらい施設に図書室を移転するのではなく、将来安全な場所に学園都市にふさわしい図書館を望む声にどう応えるかについてですが、現在の公民館図書室は狭隘で蔵書や閲覧スペース等の確保が困難な状況にあり、今後駅前地区の複合施設に図書室を移転することでこれらの課題も解消することができ、広いスペースの中で蔵書の充実とゆったりとした読書環境が確保されます。図書センターという名称を予定しておりますが、十分な図書室機能の充実が果たせるものと考えております。

また、矢幅駅前に立地することにより、これまで公民館図書室を利用いただいている方々に加え、鉄道を利用し、町外に通勤、通学している町民の方々や町外から矢巾町に通勤、通学している方々にも気軽に図書センターを利用できる環境が整備されることから、図書に親しもうとする新たな利用者の増加も期待され、将来的にも岩手医科大学附属病院の総合移転等により、鉄道を利用した交流人口の増加が予想されることから、より一層の活用が図られるものと期待をしております。

4点目の子育て世代活動支援センターへの住民のニーズをどう捉えているかについてですが、当該施設は、乳幼児や小児を抱えた世代に対するさまざまな支援を目的として設置するものであり、主な機能としては、子どもの一時預かり、イベント等による子育て世代の交流促進、講座等による次世代育成と地域の子育て力向上、親子での遊び、活動場所としての活用を予定しております。平成22年3月に策定いたしました次世代育成支援地域行動計画後期計画において、子育て世代を対象にアンケートを行った結果、子育てに関する施策として重点的に取り組んでほしいものとして、子どもの居場所づくりの推進が37.9%、地域における交流の促進が23.2%と上位に挙げられたほか、子どもに対する施策で取り組む必要性が高いものとして、子育て関連施設の整備が43.4%と2番目に高い結果でありました。また、さわやかハウスにある子育て支援センターを利用されている保護者の方々に対して平成25年度にセンターが行ったアンケートでも乳児や子どもが遊べる場所をもっとふやしてほしい。日曜や祝日も遊べる場所が欲しい。気軽に行ける場所があり、相談できる人がいる環境が欲しいなどという意見も寄せられていることから、子育て世代活動支援センターへのニーズは十分

にあるものと捉えており、特に矢巾町の中心市街地である矢幅駅前地区内に設置することによって住民の利便性が高まるものと考えております。

5点目の少子高齢化、人口減少が予想される中、施設面積、維持管理費が膨大過ぎるのではないかについてですが、建設予定の複合施設は、矢幅駅から約100メートルの徒歩圏内にあり、かつ3本の都市計画道路に面し、電車やバス、自動車、自転車などの全ての交通手段でアクセスが可能な高い利便性を備えています。

したがって、当町においても少子高齢化、人口減少が将来的には危惧されておりますが、岩手医科大学総合移転のほか、県立療育センター、県立盛岡となん支援学校の移転、さらには岩手医科大学に新たに看護学部の開設などによる交流人口が見込まれることから、町のにぎわい創出の拠点と位置づけております。施設面積につきましては、当初提案に加え、狭隘であった町公民館図書室を全面移転し、図書センターに変更し、あわせて構造、面積の見直しを行いました。その結果、当初提案とほぼ同じ面積で複合施設の機能が充実できることから、適切な施設面積と考えているところであります。

また、維持管理費については、計画的な財政見通しに基づいた必要かつ妥当なものとして認識しておりますが、施設を管理します矢幅駅前開発株式会社の構成員である第一商事株式会社と協議し、無駄のない合理的な維持管理運営に努めてまいります。

6点目の複合施設建設を延期または中止した場合、町が支払わなければならない法的な義務は存在するののかについてですが、矢幅駅前地区土地区画整理事業の業務は、平成22年9月30日付で矢幅駅前開発株式会社と矢幅駅前地区整備等業務の協定を締結し、現在鋭意進めているところであります。その協定書の第41条で矢巾町の事由により延期または中止をした場合は、変更により矢幅駅前開発株式会社が負担した追加費用及び損害を負担するという条項があることから、町が支払わなければならない義務は生ずるものとなります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 再質問を4点させていただきます。

1点目は、その駐車場の問題でございます。やはりこの問題は、私も5年前から指摘をしてございましたが、なかなか明確な場所が示されませんでした。ことしの3月議会で初めて今まで月極め駐車場としていたところを複合施設のための専用駐車場として無料とするという案が出されたのでございます。そのほかにも西口の駐車場が使えるとか、あるいは東側に

隣接する将来新商業集積ビルが建てた場合には、その駐車場も共同利用できるというようなことが示されましたけれども、依然、やはりその駐車場が隣接した駐車場といいますが、約30台でございます。この隣接という言葉に大変私は疑問を感じます。国語辞典で開きますと、隣接というのは隣り合わせるという意味でございます。

ところが、矢巾町の隣接した駐車場というのは、私が測定した限りでは150メートル離れています。そしてそこから道路をずっと下に下がり、北に向かって、その信号機で初めて複合施設にたどりつけるのでございます。横断歩道のないところを渡ったら、大変危険な道路ですから、最終的にはその信号機のところまでやってこなければ駐車場からその複合施設には達することができません。したがって、この隣接という言葉が大変合っていない、隣接ではないと私は申し上げたいと思います。

しかもやはりいまだかつてこの台数にしても大変少ないと、今後検討するということですが、もう来年建設するという段階にありまして、今の状況で大変不備があるということとをまず申し上げたいと思います。そのことに対するお答えをいただきます。

もう一つは、先ほどの芦生議員の一般質問でも2040年には日本創成会議が示したように、矢巾町の人口も約2万人に減少する。そして子どもを生み、育てる世代の若い女性が51%減少する、そういうふうなデータが示されました。この複合施設の建設は来年です。そしてその後19年間維持管理費をその第一商事に支払っていかなければなりません、この1億円を毎年払い終わるのが2036年か2037年だと思います。そのころには、矢巾町の人口は2万人に限りなく近づいているということでございます。このような人口減少がある中で延々と1億円ずつ払っていかなければならないという現実があるということでございます。

もう一つは、本日の新聞報道でも出されておりますように、矢巾町の財政状況が大変厳しいということでございます。基礎的財政収支、プライマリーバランス、新たに借りた借金と今まで借りていた借金の元利返済の差を示すものでございますが、これが赤字となっております。つまり返す額よりも借りる借金の額のほうが多いのでございます。しかも財政調整基金、いわゆる町にとってみれば、一般家庭でいってみれば貯金というようなものでございますが、これが28.9%減少しています。このような財政的な問題、人口減少の中にありまして、この1億円をずっと払い続けなければならないという、この現実をどう受けとめるのか、それについて2番目です。

3番目は、学園都市にふさわしい図書館が欲しいというのは、これは多くの町民が私にも言っていることとすし、説明会でも出されたこととございます。もっと安全なところに、そ

して緑豊かな矢巾中学校跡地に図書館を将来つくってほしいという声があります。また、これはことしの議会から出された請願の中にも盛り込まれている内容でございます。これについてどう考えるのかをお伺いいたします。

もう一つは、子育て支援でございますが、確かにあったらいいだろうなという、そういう声があることはわかっております。しかし、その先ほどのアンケートの中で子育ての場所が欲しいというのが2番目で40.3%であったと。子育て関連の施設の整備があったと、2番目に高い結果であったということですが、一体1番目は何であったのか、それについてお伺いをいたします。

それとあわせて矢巾町の子どもに対する医療費補助、助成は、県下で最低のレベルでございます。今は一般的には大体小学校6年卒業まで無料化を実現している市町村が多いのでございます。そして中学校卒業まで、高校卒業までという市町村も拡大しています。その中であって矢巾町、就学前まで半額助成というのは、県下で最低レベルでございます。いろいろ子育ての要望はあるでしょうけれども、最もニーズの高い、そして直接的に子育て世帯を応援する、要望の強い医療費の助成の問題、それから子どもの保育料の第2子を無料にするとか、むしろそういう大胆な支援のほうが子育て世帯に対して有効なのではないかと、そういうふうに考えますが、そのことについてもお答えをいただきます。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 4点質問がありました。3点の分について私のほうから答弁をいたしたいと思えます。

まず駐車場の問題、4月13日の住民説明会にもありましたし、以前からもその問題については、るるご質問がございました。隣接ではないのではないかなというお話でございますが、隣接という辞典を引けば、そうなるかもしれません、前にもお話ししたとおり、この土地区画整理事業で一番先に換地をしたのは、住民の方々の土地を換地をしたということがあって、实际的に複合施設の建設予定地の敷地内に町有地を換地することはできなかったためにこういった状況になりました。ただ、確かに信号機のある交差点のところまで行くのが一番安全でございますが、その手前の駅から歩行者専用道路を通過して、せせらぎ通り線に出る道路のところにも歩道を設置をしたいということで公安委員会と現在協議をしておりますので、信号機があるところが一番安全ではございますが、その手前にも歩道を設置したいということでただいま協議中でございます。したがって、そこを渡ると東側のほうから出入りができるということになりますので、150メートルというお話でございますが、若干そこ

は縮まるのではないかなと思っておりますし、実際に例えば本を借りる方、複合施設を利用者する方、いわゆる交流センターを利用する方につきましては、多少はこれは駐車場の問題、車で来る場合は歩いてもらわなければならないと思いますが、一番懸念されるのは、子育て支援センターの子どもさんを連れてくるご父兄の方々につきましては、やはり近くないと危ないということも危険があるなということも考慮をいたしまして、町長答弁のとおり、それが実現可能かは現在検討中でございますが、隣接に何か工夫してちょっと少なくとも何台か増設できないかということも現在検討をしているところでございます。

2点目の人口減少の中、維持管理運営費、毎年1億円という非常に大きなお金を支払うということでございますが、まずはこれは平成22年9月30日付で債務負担行為並びに工事請契約の際に、こういった金額も含まれていますよということで説明をさせてもらいまして、それを議会のほうから議決を賜ってございます。賜っておりますが、やはり人口減少は、矢巾町ばかりでなく、全国的にそれは懸念をされております。したがって、前にも町長答弁にあったとおり、交流人口で何とか地域を活性化したいということでいろんな団体等の誘致を現在行っておるところでございます。したがって、この1億円が今の提案のサービスをすることによって1億円かかるということになりますので、そのサービスのでこぼこでは、やはりブラッシュアップもありますので、その年の状況を検証いたしまして、どの程度のサービスをすればいいのかを、やはりきちっと検証をしながら、この1億円を同じ例えばサービスの中身であっても節約できるところはないかということも踏まえながら、これは1回契約したからずっとそれでいきますよということではなく、やはり見直しも必要ではないかなと思っておりますし、現在においても、その人件費も含めまして、果たしてどこまでのサービスをして、どのくらいかかるか、ではどの辺で節約するところはないか、もっとサービスするところはないかというのも、もう少し時間がありますので、これは引き続き検討をさせていただきたいと、このように思いますし、その後においても検討をいたします。そう考えてございます。

3点目の図書館の建設につきましては、町長答弁したとおりでございます。住民説明会でもそういった中途半端ではなく、もう大きい図書館、独立した図書館を建てるつもりで計画してはというご意見もございました。確かに6次総を計画する段階でも総合開発委員の方々からそういうご意見もありましたが、当面財政の問題でできないということもありまして、見送りをいたしました。これは、やはり大きな問題でございますので、総合計画できっちり議論をすべきと思います。ただ、この複合施設に関しましては、それぞれ平成14年度からの

いろんな計画の段階で区画整理事業と一体となった建設をすべきだということもあって、建設をしてございます。その中において、やはりブラッシュアップの中で図書コーナーではなく、やはり現在の図書室の状況を考えればということで移転をすることといたしましたので、その図書館の建設につきましては、そういったことで考えていかなければならないのかなど、このように感じております。

私のほうから3点お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） それでは、私のほうから4点目のご質問に対してご説明申し上げます。

子どもに関する施策で取り組む必要性が高いものの1番目ということでございましたけれども、1番目は、子育てに伴う経済的支援の充実ということで63%ございました。議員おっしゃるとおり、医療費助成あるいは保育園の第2子の無料化とか、そういったところを望まれている、そういった要望がかいま見えるところであるかなというふうには思っております。さらに、医療費助成につきましては、議員おっしゃるとおりでございます、矢巾町では現在県の単独事業にのっかって、そのままの医療費助成の枠でやっております。ただし、現在、昨年からののですけれども、県町村会のほうに、この対象年齢の拡大、県のほうの対象年齢の拡大と、あと現物支給をぜひ実施してくれないかということで要望はしておりますけれども、町としましては、財政的な面もございますので、そこら辺も考慮しながら引き続き県に対しては、本年度も継続して依頼してまいりたいと思っておりますし、あと医療費助成、対象年齢の拡大につきましては、昨年の12月の議会で小川議員さんに対しまして答弁いたしましたとおり、子ども・子育て会議におきましてその拡大もあわせて検討してまいるということで答弁してございますので、今年度3回ほど実施する予定であります矢巾町子ども・子育て会議の中において検討してまいりたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは、その計画を延期、中止した場合の法的義務の金額について、大体のところでお知らせ願います。

もう一点目は、再質問の2点目は、この見直しの中で町民の皆さんから出ているのは、この施設の規模を半分にしたらどうかと。そして、その半分のところに駐車場を設けたらどう

かという声とか、あるいは1階を駐車場にして、2階、3階でいいのではないかというような見直しが出されていますが、こういうことは可能なかどうかについてもお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 工事中止の金額でございますが、まずこういった項目が発生するというのはつかんでおりますが、中止という考えは毛頭ございませんでしたので、金額は計算はしてございません。ただ、どういった項目で中止した場合に、矢巾町がSPCに支払う発生する項目はどういったものがあるかというのは、まず基本設計までに要した費用は全額支払わなければなりません。そのほかに矢幅駅前開発株式会社との全面的な協定書の見直しが必要となります。それに伴います協定書の変更に関する弁護士費用、印紙代、事務手数料等の発生をいたしますし、融資契約の見直し、いわゆるSPCは、銀行から融資を受けることになっておりますので、その融資契約の見直しに関する弁護士費用、印紙代、融資組成手数料、金利等がかかってきます。そして今までの準備に要した費用の請求は当然あるものと考えます。この分が矢巾町の支払いが発生するという項目になろうかと思えます。

2点目の施設の規模につきまして、今からでは間に合うかどうかのこのというご質問でございますが、そもそもおおむねこの規模で提案を受けまして、それを目標にブラッシュアップをしながら現在まで進んできました。したがって、この施設の建設からその後の維持管理費、運営までいわゆる想定をして進めてきましたので、これを例えば今お話ししたとおりの半分にしてどうのこの、駐車場を1階に設けてどうのこのということになりますと、維持管理運営をするSPCの構成員の業務も相当大きく変わるということになりますし、これはやはりここまで進んできて、今の時点でそういった大転換をするということは、矢巾町にとっても、それは少し、矢巾町にとってできる話ではないかなと、今質問を受けて、そう考えました。例えばこれは財政再建に大きな影響を及ぼすというような大きな事態であるとするならば、それは少しは可能性はあるかと思えますが、今までこういったことでやりましょうということで国の認可も受けながら、国の交付金も受けながら進めてきましたので、今の時点では、今の計画どおり進めていきたいと、このように決意をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） それでは、第2問目にまいります。駅前町有地に建設予定の商業施設及び屋台村について以下伺います。

1番、町の依頼を受けて町の商工会が計画、立案したと理解していいのか。

2番、屋台村が町有地に建設される予定であることが議会に説明されずに新聞報道が先行した理由を伺います。

3番、矢巾町の顔ともいふべき駅前の最前列に夜の営業が主体の屋台村を配置した理由を伺います。

4番目、屋台村は駅前の店子のためとしているが、ニーズはあるのか。また、営業形態が限定的過ぎるのではないか。

5番目、商業施設、屋台村への町の土地貸し付け条件を伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 駅前町有地に建設予定の商業施設、屋台村についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町の依頼を受けて町商工会が計画、立案したと理解していいかについてですが、町商工会では、矢幅駅前地区の土地区画整理事業の進捗状況と並行し、中心市街地の活性化及び若手起業家の育成を図るため、平成23年度に矢幅駅前地区開発振興支援委員会を立ち上げ、矢幅駅前地区新商業集積形成実現化事業に着手してきたところであります。

事業の内容は、アンケート調査を初め商店街事業者からのヒアリング、先進地視察及び商業集積実現に向け、専門家からの助言指導もいただきながら事業を推進してきたところであります。

その結果、当該事業者の休業期間を最小限にとどめることに加え、より実現性の高い事業とすることを重要事項として駅前には屋台村ゾーンを、複合施設の東側隣接地には商業集積ゾーンを計画し、このうち屋台村ゾーンについては、平成26年11月に部分的に開業する予定が示されております。したがって、矢幅駅前地区新商業集積形成実現化事業につきましては、町商工会主体で実施している事業であり、町は当該事業構想策定に対し支援を行っているところであります。

2点目の屋台村が町有地に建設される予定であることが議会に説明されずに新聞報道が先行した理由についてですが、町商工会では、区画整理事業に伴い移転となる駅前店舗を間断なく営業を継続させるため、屋台村オープンを11月と設定したところであり、出店者募集に

についてもオープンまでの工程が厳しいスケジュールであったことから、町に対しての説明が報道直前となったところであります。

なお、町議会に対しましては、5月14日に行われた矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会でご説明申し上げたところであり、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の矢巾町の顔ともいべき駅前の最前列に夜の営業が主体の屋台村を配置した理由についてですが、法人の事業構想では、地域住民を対象として行われるイベントを実施する広場の設置などにも配慮されており、昼夜を問わずにぎわいを創出できるものと期待される場所であります。町といたしましては、中心市街地の活性化、起業家の育成及び中心商店街の再生という観点から、町の玄関口とも言えるこの場所を魅力あるエリアとするため、屋台村ゾーン構想実現化を支援してまいりたいと考えております。

4点目の屋台村は駅前の店子のためとしているが、ニーズはあるのか。また、営業形態が限定的過ぎるのではないかについてですが、現在の屋台村構想の5月末の進捗状況については、出店申込者が現在町内で営業している事業者及び町内に住所を有している創業予定者の7事業者となっており、うち駅前の店子は1事業者と聞いております。

次に、営業形態については、昼夜の営業形態となる2店舗をロータリー側に配置し、通りから見えるにぎわいの創出及び魅力ある町の形成に配慮するとともに、アンケート結果から飲食店を中心としたサービス業へのニーズが高いことを踏まえた営業形態とする計画となっており、庶民的で気軽にコミュニケーションがとれる場とするほか、町の特産品、情報を発信するエリアとして地域に愛される店づくりを目指すことになっております。

なお、今後も町商工会と連携し、5月28日に設立された運営会社ヤハボックス株式会社に対し、支援をしてまいりたいと考えているところであります。

5点目の商業施設、屋台村への土地貸し付け条件についてですが、当該土地は、普通財産であり、原則として貸し付けすることは可能であります。貸付料につきましては、普通財産借り受け申請により事業目的など、より具体的な内容を勘案し、なおかつ周辺の民間土地利用の状況を考慮して決定したいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 2点についてお伺いをいたします。

一番の大義名分は、駅前の店子の方たちが事業を継続するために最短の時間でことしの

11月に再開するということがございますが、駅前の飲食店からの出店希望者はたった1軒です。このためにこれだけ多くの費用と場所を確保しなければならないのか、そのことが大変私は疑問です。町民の中からもそういう疑問は出ています。多くの要望があるならば、それはあり得るかもしれない。しかし、駅前の人たちがたった1軒なのですよということです。

そして2番目としては、屋台村を駅前の真ん前に持ってくるのは、土地の利用形態としてもったいな過ぎる、あそこは2階建てでも3階建てでもできる場所ですし、本当に駅の真ん前ですから、屋台村は平家です。ですから、新幹線の高架下とか、せせらぎ通りの両端とか、まだまだ可能な土地はあると思います。それをそういうところを考慮しないでいきなり駅の真ん前に持ってくるというのは短絡的過ぎます。このことについてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 山本商工観光課長。

○商工観光課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。出店希望1店の店子さんの現状、対しまして屋台村の構想と申しますか、計画の関係でございますけれども、結果としてその店子さん、出店希望1店というのは、これは町長答弁で述べたとおりでございますし、現状もそうでございます。ただ、町といたしましては、矢巾町の商業振興、お店、飲食関係含めた形の中で事業展開及び店子さんも含めてという当初の考え方はございまして、進んできた経緯はあるわけですが、結果は結果といたしまして、商業振興を図る上で事業として取り組ませていただきたいということで今回計画したところでございますし、これ2点目の関係にもなりますけれども、土地利用の形態の関係でございます。あわせて2点目にもなりますけれども、こちらにつきましても議員さん、ご存じのとおり商工会を中心にした複合施設の東側、こちらに商業ゾーンということでお店を計画する中でとり進んできた状況がございます。これについては、そのとおりでございますけれども、この施設そのもの、その場所に移転するまでに時間が当然移転完了までに期間がかかるということもございましたし、飲食業についての休業期間、こちらについてもその店子さん1軒という、これは結果は結果としましても再開するためには、駅前の町有地の使用、こちらについて使用ができればということで区画整理事業関係等々の協議を進めながら今回ここまできた経緯があるということをご理解いただきたいと思います。

なお、この飲食店の営業のみならず、町長これも答弁で申し上げてございますけれども、商業振興及び新しい起業家、こちらへの支援も含めての事業として取り組ませていただきたいと思っておりますし、利用される皆様につきましては、イベントの開催やら特産品、いわゆる町

の名物も提供できる場所として取り組ませていただけるエリアとして計画されているということをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは最後に、この屋台村に貸した場合の、いわゆる賃貸料、それと、この賃貸契約は一体何年ぐらいになるのかについてお伺いをいたします。

それと、この契約をいつ結ぶ予定であるのか、この3つについてお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

貸し付けの料金というふうなことのお話しでございましたが、先ほど町長の答弁にもありましたが、今具体的な財産の借り受け申請等により、それを勘案しながら決定をしたいというふうなことで答弁をいたしました。一定の計算方法はございます。ですが、今回、今までいろいろ答弁もしているとおり、中心市街地の活性化あるいは商業の振興等、それから町でもこういったことにつきましては、支援をしていきたいというふうなこともございますし、それから交流人口、それを増加させたいというふうなこともございますので、そういったところで若干の配慮はしたいというふうにも思っております。ただ一方で当然公有財産でございますので、となりますと、町民の財産ということでもありますので、特定のものの利益につながるような極端な話、無償はあり得ないのですが、極端に安くするとか、そういったこともこれは避けなければならないというふうにも考えてございますので、そういったところを現在協議をしているところでございます。ということで額につきましては、今現在はまだ決まっていない状況でございます。

それから、貸し付けの年限ですが、これにつきましては、一応1年としたいと思いますが、ただ双方から、これは普通財産を貸し付けをする場合、このような形を多くとっておりますが、ただ双方から特に何もなければ、そのまま継続で毎年更新というふうな形でこれは続けたいというふうに思っております。

それから、契約はいつかということですが、申請がつい先日出されておりますので、やはりこの事業の促進の関係もありますので、できれば早い時期に契約をしたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 次に第3問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） それでは、第3問目に移ります。第3問目は、8.9水害からの防災対策についてでございます。昨年8月9日の水害は、町中心部に床上、床下浸水を初めとした甚大な被害を及ぼしました。ことしも間もなく梅雨、そして台風の季節となることから、災害対策状況を伺います。

- 1、煙山ダムの土砂除去はどの程度進んでいるか。
- 2、下海老沼橋付近の川底がまだ浅いように思われるが、対策は必要か。
- 3、JR線東側の車堰が未整備であるが、対策はいつか。
- 4、農協の外部放送施設は整備が済んだのか伺う。
- 5、大白沢川上流部分は、まだ流木除去が済んでいない箇所があるが、今後の計画は。
- 6、各自治体への土のうの配備状況を伺う。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 8.9水害からの防災対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の煙山ダムの土砂除去はどの程度進んでいるかについてですが、本工事は、煙山ダムに堆積した土砂5万1,600立方メートルの除去を行う旨の国の災害査定を受け、煙山ダム農業用施設災害復旧25災7—101号工事として平成26年3月28日付で工事請負契約を締結し、当初平成26年5月31日を工期末として堆積土砂のしゅんせつを施工していたところでありました。

土砂の除去に当たりましては、東北農政局北上土地改良調査管理事務所から提供された資料により作成した設計書に基づき施工しておりましたが、当該資料よりも約3メートル高い位置にダム施設の一部であるブランケットと呼ばれる遮水層が確認されたことから、今後の工事の進め方について東北農政局の指示を仰ぐこととなりました。結論としては、ダムの機能保全上の理由からブランケットの掘削は認められないとの指示がなされましたことから、やむを得ず当該工事の中止を余儀なくされたところでありました。

今後は、災害査定において指示された位置及び掘削深度での必要土量のしゅんせつが困難となりましたため、掘削位置等の見直しを行うこととなり、改めて東北農政局の災害査定官と掘削位置の変更に係る協議を行うこととなっております。

また、今後迎える雨期に伴う大雨、洪水等の発生が危惧されますとともに、ダムの貯水量を空の状態にしなければ災害査定における土砂しゅんせつ量の確保するための掘削作業が困難であるものと想定されますことから、工期末を平成27年3月10日まで延長することとなり

ましたが、現場の状況を考慮しつつできる限り早急に工事を完了できるよう調整を図ってまいりたいと考えております。

2点目の下海老沼橋付近の川底がまだ浅いように思われるが、対策は必要かについてですが、昨年8月9日の大雨洪水以後、県では応急工事として1級河川岩崎川の河道掘削を実施しております。この河道掘削については、護岸の基礎の根入りを勘案しながら掘削を実施したものであり、今後の状況を監視するとともに、土砂の堆積が多くなった場合には、早期に土砂撤去等の対応を実施すると伺っておりますが、町といたしましても河川の状況を注視し、県と連携を図ってまいります。

3点目のJR線東側の車堰が未整備であるが、対策はいつかについてですが、現況はJR敷地境界の大型水路から町道茨垣線下までの約20メートルが未整備となっております。応急対策として昨年の大雨後に堆積土砂の撤去と大型土のうを右岸側に設置しております。本年度におきましては、水位の低下する秋ごろに下流部と同じ構造であるボックスカルバートの施工を予定しております。着手までの期間については、パトロール等の実施により、安全を確保し、災害を未然に防ぐ対策を講じてまいります。

4点目の農協の外部放送施設は整備が済んだのかについてですが、岩手中央農協の屋外放送施設につきましては、現在31基のうち12基が動作に支障があると伺っております。そうした中、昨年8月の大雨洪水災害を受け、岩手中央農協内部において屋外放送施設の重要性から整備を検討し、本年度から整備を行う予算を確保したとお聞きしているところであります。今月再度全ての各外部放送施設を調査した上で整備する施設の順番等を町と協議をしながら今後整備を進める計画であります。

5点目の大白沢川上流部分のまだ流木除去が済んでいない箇所今後の計画についてですが、1級河川大白沢川の流木除去等につきましては、本年4月24日に地元代表者9名と盛岡広域振興局土木部河川砂防課並びに町農林課と道路都市課において、秋津神社入り口の大白沢川上流端から町道西部開拓線までの区間について現地調査を実施しております。現地を踏査した結果、流木等により用水取水に支障を来している箇所がありましたことから、県では5月の取水時期前に流木及び倒木の除去を実施したところであります。しかしながら、まだ流木等が残されている箇所があり、これについては山間部であることから、仮設通路や処分方法等を十分検討しなければならないため、時間を要しているとの回答を県から伺っております。

しかし、昨年のような大雨が発生した場合には、2次災害の危険性もありますことから、

今後も県に対し、流木及び倒木の除去につきまして早期に実施するよう強く要望してまいります。

6点目の各自治会への土のうの配備状況についてですが、現在行政区には配備されていない状況にあります。町では、盛岡南消防署矢巾分署と役場の防災倉庫に土のうを準備しておりますが、自治会ごとに準備しておくことも一つの方策であるとの考えから、行政区長等から意見をいただいたところでもあります。グラウンド等を有している一部行政区からは配備に賛同する声もありましたが、地区公民館敷地に砂を置く場所の確保が難しいことや、たとえ砂を置いたとしても、維持管理が困難であること、袋詰めを行っても保管しておく場所がないなどの意見が出され、土のうの配備は難しい状況にあると思われまます。今後全行政区を対象に土のう配備の意向調査を行います。災害の発生が予想される主要河川等の氾濫などには町で対応するものの、各自治会あるいは自主防災組織においては、共助の精神により事前に災害への備えを行うなど、地域住民の安全確保にご協力いただきたいと思いますと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 煙山ダムの状況が大変厳しいということが全員協議会でも示されました。昨年大雨でかなり土砂が堆積していることから、貯水量がなおさら昨年度に比べても貯水量が減少しております。このような中で大雨が降った場合に、どのように災害を回避するか、これは多分最大のことしの町の課題になるのではないかと思います。

そこで早期放流のシステム、それからとにかく床上、床下浸水に再びさせないための例えば田んぼとかに水を入れるシステム、それから昨年は命を失うことはありませんでしたが、やはり一番大事なのは命でございますから、どういうふうにして町民の命を守るかという、この3点についてしっかりとシミュレーションをしていただきたいと思います。このことを要望して終わりいたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で6番、小川文子議員の一般質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） これをもって本日の一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は、全部終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。大変ご苦労さまでした。

午後 3時00分 散会

平成26年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

平成26年6月11日（水）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
6番	小川文子	議員	7番	谷上哲	議員
8番	廣田光男	議員	9番	秋篠忠夫	議員
10番	芦生健勝	議員	11番	昆秀一	議員
12番	村松輝夫	議員	13番	藤原梅昭	議員
14番	川村よし子	議員	15番	米倉清志	議員
16番	高橋七郎	議員	17番	長谷川和男	議員
18番	藤原義一	議員			

欠席議員（1名）

5番 川村農夫 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長			生きがい推進		
兼会計管理者	中村滋	君	課長	川村勝弘	君

住 民 課 長	村 松 康 志 君	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 會 長 事 務 局 長	高 橋 和 代 志 君
道 路 都 市 課 長	藤 原 由 徳 君	区 画 整 理 課 長	細 川 賢 一 君
商 工 観 光 課 長	山 本 良 司 君	上 下 水 道 課 長	藤 原 道 明 君
教 育 委 員 長	松 尾 光 則 君	教 育 長	越 秀 敏 君
学 務 課 長	吉 田 孝 君	社 会 教 育 課 長	立 花 常 喜 君
代 表 監 査 委 員	立 花 純 幸 君	農 業 委 員 會 長	高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	菊 池 清 美 君	係 長	吉 田 徹 君
主 事	根 澤 のぞみ 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、5番、川村農夫議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原義一議員） 昨日に引き続き、日程第1、一般質問を行います。

4番、山崎道夫議員。

第1問目の質問を許します。

（4番 山崎道夫議員 登壇）

○4番（山崎道夫議員） 議席番号4番、山崎道夫でございます。私は、2点について町長に対し質問をしたいと思います。

まずコメ政策転換への対応についてお伺いをいたしますが、その前に昨年8月9日の大雨で私ども上矢次営農組合が取り組んでおりますキャベツ、そして南部一郎カボチャの栽培に際して、1カ所は5反歩余りでありましたが、植えて2週間余り、そしてもう1カ所は4日ぐらいしかたっておりませんでした。約3反ちょっとのところにキャベツを植えておりましたけれども、ほとんど災害で壊滅的な被害を受けました。その後、流された苗を見つけたりして、若干植えたわけでありましてけれども、組合員、いつも二十二、三人出てやっているのですが、非常に大きな打撃を受けました。ショックも受けました。その後各担当者と相談をして、JA中央農協さんと、それから矢巾町役場、町長さんのところに何とか種代だけでも、あるいは苗代だけでも支援をしてほしいということで要請をしましたが、それに対しまして非常に配慮をいただきまして、おかげさまで種代と苗代プラスアルファの補助金をいただきました。本当にありがとうございました。この場をおかりをいたしまして御礼を申し上げたいと思います。

さて、それでは質問に入らせていただきます。政府は、昨年末コメ政策を大きく転換し、1970年に始まった生産調整、いわゆる減反を4年後の2018年度をめどに廃止することや補助金を見直す新たな政策を決定をいたしました。また、農地集約を促すため、各都道府県に農地中間管理機構を新設し、さらに農業委員会と農協の改革も視野に入れ、企業や農業生産法人の農業参入への規制緩和をより一層推進する政策を打ち出しました。安倍首相は、農政の大改革を実現し、今後10年間で農家の所得を倍増させると豪語していますが、安倍政権が掲げる強い農業実現に疑問符がつくばかりではなく、今後日本の農業は、どのような方向に推移するのか、先行きに対する危うさと不安を感じている農業関係者は、大変多いのではないのでしょうか。こうした中、本町にとって基幹産業である農業を維持、発展させ、次世代に引き継いでいく観点から次の点をお伺いをいたします。

1点目でございます。本町の過去10年間の減反面積と補助金について。

2点目、減反の主な転作作物と、その販売高について。

3点目、今年度創設される日本型直接支払いへの参加組織と面積はどの程度になるのか。また、その中で農地維持支払分はどの程度になるのでしょうか。

4点目でございます。飼料米、米粉用米への転作を促す補助金を今年度から拡充するとしておりますが、具体的取り組みの指導等はどのように進めていく考えなのかお伺いをいたします。

5点目でございます。人・農地プランを推進するに当たり、農政大改革はどのように影響すると捉えているのか。

最後、6番目でございます。生産調整見直しなど、新たな農業政策により中小農家は立ち行かなくなる可能性が大であります。しかし地域社会を守るため、農業農村をいかに維持し、発展させるかが大きな課題と捉えております。こうした課題解決に向け、本町として今後どのように取り組んでいく考えなのか明らかにされたいと思います。

以上、よろしくお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 4番、山崎道夫議員のコメ政策転換への対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町の過去10年間の減反面積と補助金についてですが、比較がわかるように10年前、中間年として制度の変更年でもある平成22年度及び前年度の3区分でお答えいた

しますが、平成16年度の減反面積は752ヘクタールとなっております。中間年であります平成22年度の減反面積は789ヘクタール、平成25年度の減反面積は798ヘクタールとなっております。このようなことから減反面積につきましては、コメの作況指数による減反面積の配分比率調整に伴い、毎年多少の増減が生じるものでありますが、10年前と比較しますと、46ヘクタールの増加に至っております。また、補助金につきましては、制度改革に伴い交付方法や作物ごとの単価が変動しており、一概に単純比較することは難しい面もありますが、平成16年度におきましては、水田農業構造改革対策交付金として2億5,255万円、中間年である平成22年度は戸別所得補償モデル対策として2億8,551万8,000円となっております。平成25年の経営所得安定対策交付金の総額では6億4,212万円となっておりますが、平成16年度と同項目の水田活用の所得補償交付金としては2億5,695万円となっており、440万円の増加となっております。

2点目の減反の主な転作作物と、その販売高についてですが、主な転作作物としては、小麦、大豆、キュウリ、ネギ、ミニトマト、キャベツ及びレタス等が挙げられます。穀物類は国の戦略作物として、野菜類についてはそれぞれの品目が岩手県指定の産地となっていることもあり、過去10年間で大きく変わってはおりません。

次に、転作作物の販売額についてですが、山崎議員からは、過去10年間の販売額ということですが、販売額の資料は岩手中央農業協同組合からの資料となり、平成18年度以前のデータについては把握できないとのこと、また平成25年産の大豆と麦については、本精算がまだ終了していないことから、麦と大豆の販売額については、平成19年度、中間年として平成22年度、平成24年度、野菜については平成19年度、中間年として平成22年度、直近として平成25年度の3区分でお答えをいたします。

小麦の販売額について、平成19年度は2,973万7,000円、平成22年度は4,077万9,000円、平成24年度は3,299万2,000円となっております。大豆の販売額については、平成19年度は54万8,000円、平成22年度は137万1,000円、平成24年度は433万円となっております。

次に、野菜販売額の上位5品目について、平成19年度はネギが1億2,643万4,000円、キュウリが1億2,453万円、レタスが4,066万7,000円、トマトが2,315万2,000円、ピーマンが2,072万8,000円となっております。

データの間接年であります平成22年度は、ネギが1億4,411万6,000円、キュウリが8,701万4,000円、レタスが2,591万7,000円、ミニトマトが1,916万4,000円、キャベツが1,891万9,000円となっております。

直近の平成25年度は、ネギが1億1,343万5,000円、キュウリが1億413万7,000円、ミニトマトが1,728万5,000円、レタス1,662万2,000円、キャベツが1,463万5,000円となっております。

3点目のことし創設される日本型直接支払制度への参加組織と面積はどの程度になるのか。また、その中で農地維持支払分はどの程度かについてですが、14番、川村よし子議員の答弁でも述べましたとおり、本制度は、国の4大農政改革の1つである多面的機能支払いとして、ことしの4月1日付で制定された制度であり、議員ご案内のとおり、農地や水路等の地域資源の基礎的保全活動である農地維持支払交付金並びに地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動である資源向上支払交付金の2階建ての制度構成となっております。

また、従来の農地・水保全管理活動よりも補助対象要件が緩和されていることもあり、町といたしましては、本制度の説明会を通じた実施要望の取りまとめを行ったところ、既に農地・水保全管理支払交付金を導入している11地区を除くほとんどの地区を網羅する19の組織から実施要望がなされているところであり、面積としては1,282ヘクタールとなっております。なお、実施要望がなされた19組織全てが農地維持支払の実施を希望しており、農地維持支払及び共同活動を実施する地区が1組織、農地維持支払及び長寿命化を実施する地区が1組織、農地維持支払、共同活動及び長寿命化を実施する地区が4組織という状況となっております。

このようなことから既に農地・水保全管理活動を実施している11地区に加えまして、新規の19組織の取り組み状況によりましては、町内全域にわたる農地保全管理体制が整備される見通しとなっております。

4点目の飼料用米、米粉用米への転作を促す補助金を今年度から拡充するとしているが、具体的な取り組みの指導等はどのように進めていく考えなのかについてですが、今年度から改正された経営所得安定対策においては、飼料用米や米粉用米については、収量に応じた交付金体系となっていることから、多収性品種の作付が有利となります。今年度については、新しい改正点の説明が1月末であったことから、種もみの確保ができなかったため、多収性品種の作付ができなかった状況であります。

しかしながら、県の情報によると、来年度については、多収性品種の種子確保についてめどが立つものと思われまます。このようなことから岩手中央農業協同組合が開催いたします秋期営農経済座談会や農家組合長会議、また状況を見ながら営農組合長を通じて周知徹

底を進めてまいります。

5点目の人・農地プランを推進するに当たり、農政大改革はどのように影響すると捉えているかについてですが、今回の改革は、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮するための地域政策の2面があります。特に地域政策の面においては、不作付地の解消と地域の担い手を確保するための政策でもあります。農地中間管理機構の設置においては、農地の担い手への集積率を高めるための制度であります。また、人・農地プランは、地域の話し合いにより5年後を目標として、地域の農業が持続性のある将来を見据えて計画されたプランであります。

このことから、今回の改革と人・農地プランは、密接なかかわりがあります。人・農地プランの推進と実現のためには、今後の地域の農業をどのようにしたいか、どうあるべきなのか、より地域での話し合いが重要となりますことから、引き続き各地域の状況を踏まえ、農地集積など、必要によっては、人・農地プランの見直しを視野に入れながら関係機関と協力し、計画が達成できるように進めてまいります。

6点目の新たな農業政策に対する課題解決に向け、本町としてどのように取り組んでいくのかについてですが、今回の改革においては、集落営農組織の法人化や認定農業者などの担い手に農地が集約されるものと思われれます。特に法人化された集落営農組織においては、組織として活動し、収益を上げることが前提となることから、組織の中において、野菜作等の園芸部門を担う方、田植え等の各農作業工程において、機械オペレーターとして活動する方、草刈り等の作業を行う方等々、組織内における中小農家が果たす役割は必要不可欠であるものと考えております。

このように営農組織内において、中小農家が活躍できるような機会を確保するための環境整備に向けて、県を初め岩手中央農業協同組合担い手支援センターなどの関係機関及び団体との連携を強化してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） かなり詳しい資料、ありがとうございました。3点にわたって質問しますが、一問一答方式というのを取れ入れておりますので、1問ずつ再質問させていただきます。

1970年に始まった減反政策は、ことしで45年目となりましたが、この間日本の米づくり

農家は、補助金頼みの体質と批判をされ、足腰の弱い農業とやゆされるなど、厳しい環境と経営を強いられてきております。本町における減反面積は、10年前に比較し、25年40ヘクタール増加の約800ヘクタールとの答弁がございました。しかし、この減反面積800ヘクタールの農地を維持し、耕作放棄地などの荒れ地にしないための農家はもちろんのことです。関係機関ともどもその努力は大変なものがあったらというふうに思います。特に減反の主な転作作物を言いますと、それは容易にうかがい知ることができるのではないかと思います。特に重要5品目と言われてはいますが、そのほかにもございますが、小麦、大豆、キュウリ、ネギ、ミニトマト、キャベツ、レタス、ピーマンなど、多品目にわたっており、それぞれ岩手県指定の産地となっているわけでございます。つまりそれぞれその土地に合った品目を導入し、栽培技術を指導してきた関係機関の努力と各農家の努力は並大抵のものではなかったと思います。つまり農家は、与えられた条件の中で最大限努力をし、たくましく生き抜いてきているわけですが、今回打ち出されたコメ新政策は、まだまだ農家に理解されるまでには至っておらず、不透明な状況にあると言わざるを得ません。そこで次の3点について再質問いたしますが、まず一問一答でいきたいと思っております。

1点目でございます。農水省は、2014年の食用米の生産数量目標を対前年比26万トン減の765万トンにすると決定したということが報道されました。これは、2006年産と2011年産の18万トンを上回り、過去最大の減となりますが、これに基づいて都道府県別の生産数量目標は、公表されているのでしょうか。また、来年度以降の減反に対する具体的な取り組みはどのような形になるのか、現段階でのお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

国が公表しました米の収量に対しまして、その在庫等を踏まえ、それを踏まえての次年度等への俗に言いますと、転作の数値の関係の部分ですが、この公表の部分につきましてはされております。それで年2回ぐらい出されております。というのは、実際には、この分については、生産調整の部分の決定する部分につきましては年末、例年年末に公表されておりますが、その中間年の部分の中では、特にも米の入札価格等を踏まえまして、民間のほうの在庫も踏まえまして、それらを全部トータルいたしまして、その実際の受給のほうの推計、消費のほうの米の数量、差し引いた形の中で公表されております。それらを2回ぐらい出されておまして、それをもとにしまして最終的には議員ご案内のとおり作況

指数をベースにした形の中で実際の収量を勘案した格好の中でやられているというふうな格好でございます。この部分につきましては、従来と変わりなくやられております。ただ、今後の部分につきましては、先ほど来5年間をめどの形の中でこの生産調整の部分につきましては、国のほうからは指示、従来の形からは撤退するよという話があるわけございまして、しかしながら、このデータにつきましては、より詳細に出しながら、ただ出しながら農家自身がそれを判断して、独自に進めてもらうということにしているわけですが、ただこの部分につきましては、非常に皆さんが不安視されている部分があるわけございまして、いずれ公表されているというのが事実でございます。

あと来年度以降の部分につきましても、当然ながら年に2回の形の中でダブらせて公表しておりますから、一つの流れでは全体の国が求めます一応100トン、在庫の部分、在庫の量を備蓄米の部分で踏まえた格好を踏まえた部分でそれを踏まえてある程度の数値の部分は出されております。しかしながら、これは最終的には年末でなければ方向性はわかりませんが、そういう意味で一つの目安としては判断できるかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 今が平成26年ですから、あと5年後になります2018年に減反政策は補助金がなくなるという形になるわけですが、いわゆる減反政策は終わるといふ今の状況でございますが、その間、4年間、5年間あるわけですが、1万5,000円の補助金が半分になると。やがてはゼロになるということですが、5年後は。今課長の答弁でいきますと、年2回出される生産調整のいわゆる目標、それが年末に出されてくる、それをもとにして来年度の生産調整面積が各市町村で配分になるだろうというふうに思いますが、それに対して今度はいわゆる補助金が半額になるわけでございますので、当然米づくりをしたい農家は出てくるわけですが。その半額でもいいと、いわゆる水田の利活用の点からいって。その辺の個人的な部分と、それから生産調整にかかわってのいわゆる県の指導なり、町としてのそういう取り組みというのは、どのようにリンクした形で今後進むのか、その辺1点だけお願いしたいのですけれども。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

実は、その選択の関係の部分につきましては結論なのですけれども、まさに販売網を確立

されている方の個人というか、組織の部分も含めますけれども、そういったふうに系統を頼らない形の中の販売者の方、自由作付の方、まず出るということが想定されますし、あとは従来の方の中で農協を通じた格好の中で、ただ、今そういったふうな規制改革の関係の中で見直し等は叫ばれてはおりますけれども、いずれそういったふうな二極化になると思います。しかしながら、これを全体としまして生産調整的な面積、生産量の部分につきまして、ではこのことによりまして過剰になることも懸念はされる分はありますけれども、いずれそれらをひっくるめて全て個々の判断でということになってきますので、その辺はトータル的な形の中では、ちょっとこういうことを言えば語弊があるかもしれませんが、1品目、要するに水稻にこだわらない形の中の部分のいろんな形の中の選択肢も視野に入ってくるのかなというふうに考えております。この辺は、きちんと関係機関、団体とも学習会、勉強しながら方向性を示していかなければというふうには考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 選択肢の問題だということがまず1点あると思いますが、今の答弁からいきますと。いわゆる自由につくってもいいのですが、販売網の関係、当然受給とのバランスの関係もあるでしょうけれども、そういった情報というのは、やっぱりできるだけ早く生産者あるいは生産団体にきちっと伝わるような方法で今後取り組んでいただきたいということがございますので、その分については、当然農林課長は考えていると思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、再質問の2点目に移らせていただきます。飼料米や米粉用の作付で農家所得の増を目指すとしていますが、販路確立が見通せない上、環太平洋連携協定、いわゆるTPPで飼料として使うはずの畜産農家が打撃を受けることが想定されるなど、矛盾に満ちているとの不満や不安が多くの農業者から出ております。こうした問題を抱えている状況の中で多収性品種の種子確保についてめどが立ったとしても取り組みには課題が多過ぎると思われませんが、こうした状況をどのように捉えて今後取り組みを進めていく考えなのかお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

今おっしゃった、議員お話しされました部分につきましては、確かに課題もあるかなと

いうふうに思っております。まず飼料用米、米粉用米、特に加工用米の部分も、これは市場の部分の実際に需要に対しての机上でのと申しますか、そういったふうな積算上で出てきたわけでございます。特に飼料用米につきましては、議員もご案内のとおり、カロリーベース的な部分の中でトウモロコシ等にかわるものとしたしましてこの米粉用米の部分が出てきたということでございますけれども、確かに私どもも危惧している部分は、特に矢巾の場合につきましては、畜産農家の部分につきましては、横ばいないし若干減少傾向の部分もなっている部分ありますから、そういったふうなことになるれば、町単独とすれば危惧する部分がございます。しかしながら、実質的にはまだまだ栄養価的な部分の中では需要があるということになって今出されておりますので、その辺のところは広域というよりももっと全国的なレベルの部分になりますけれども、そういったふうな情報はキャッチしながら、その辺の流通網なりはきちんと捉えて農家の方々に情報発信しながら取り組んでいきたいと思っております。いずれ現状では、需要があるという形の中で今進んでおります。しかしながら、実際に体制とした場合には、課題は確かにございます。そういったふうな施設の関係やらルートの関係等々もありますけれども、その部分につきましては、今後研究しながら進めていかなければならないなというふうに思っておるところでございます。

いずれこれは今後研究しながら情報を内部で共有しながら進めていかなければならないというふうに重要事項とは捉えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。ちょっと答えにはなっておりませんが、そのような考えでおりますので、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 今の答弁は、今の状況ではそういう答弁にしかないかもしれませんが、米粉用米も今も若干取り組んでいる方もおりますし、それから飼料米も取り組んでいる方もいるわけですが、特に多収穫品種の種子の確保が何か県のほうでは十分できるという話があるという先ほどの答弁でございましたが、問題は、栽培技術の問題も当然出てきますし、それから乾燥を含めた施設の利用の関係も当然出てくるだろうし、あともちろん需要の問題もありますし、販路の問題もありますが、まだまだ課題ばかりがあるわけで、確かに今度の農業政策の中では、農政の中では大きな目玉になっているわけですが、目玉にはなっているけれども、非常に不透明な状況で取り組むにも何かいまいち心が動か

ない部分もあると。問題は、栽培技術の問題も当然ありますけれども、十分にそれが活用される状況が今後出てくるのかという、先ほど私言ったように、環太平洋の問題も、連携協定の問題もありますが、T P Pは恐らく農畜産物は関税がほとんど全廃にはならなくても、相当厳しい状況になるだろうというふうに思いますが、そうなるとトウモロコシにかわる飼料米として需要はあるかどうかというのが、その兼ね合いからいってどうも疑問も残るわけでございます。したがって、そういうふうな多くの課題がございますので、5万5,000から10万5,000という魅力があると言えはありますが、リスクもありますので、そういう、これも先ほどと同じように、やっぱりきっちりとした勉強会と申しますか、情報を提供していただいて、取り組む意欲のある方たちは、自信を持ってやっていけるような状況をぜひつくり出していただくように努力をしていただきたいというふうに思っております。答弁は要りません。

3点目に移らせていただきます。3点目でございます。新農政は、農地の大規模化を掲げておりますが、日本の農家1戸当たりの平均耕作面積は約2ヘクタールとなっております。これはアメリカの約90分の1、オーストラリアの約1,500分の1でしかございません。こうした中で多少の規模拡大でこれらの農業大国と対等に戦うことは、飛行機に竹やりの発想でしかないと思うわけでありまして。したがって、農地集約にも限界がありますし、つまり農業大国を相手にした強い農業ではなく、多面的機能を有する農地と日本の原風景である農村環境を守り、食料生産の意欲を次世代にしっかりと引き継いでいくことが今我々に求められているのではないかと思います。したがって、今後新たな施策を踏まえたマスタープランの作成や人・農地プランの見直しなどが急務と考えております。

また、あわせて今後新農政を地域で展開するに当たって農業者や地域に対して丁寧な説明と十分な支援が不可欠と考えますが、先ほども答弁の中にありましたが、中央農協開催の営農講座や農家組合長会議、営農組合長などを通じてそうした施策についても勉強会や周知徹底を進めるという答弁でございますが、もっと違った形の中で農業者全員が同じ話を聞くと、同じ目線で物事を考えることができるような懇切丁寧な説明を、あるいはそうした支援をしっかりとやってもらいたいと思っておるわけでございますが、そうした取り組みについての今後のお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず農地の集約に対する考え方でございますけれども、やっぱり規模的な話でございま

すけれども、その部分につきましては、議員がお説のとおり、もう日本国土の部分につきましては、絶対条件が違うわけでございまして、その分については、本当に集約化の部分
を諸外国と比較した場合の話は現実的な話かとは思いますが。これは何ともいたし方ない地
形上の問題はあるわけでございますけれども、いずれ町長が答弁しましたとおり、今現在
の形の中では、このベースにつきましては、今さらながらでございますけれども、農業を
やる担い手が本当に継続できる環境、体制をつくらなければならないというのが、やっぱ
り持っていかなければならない部分がありますので、これはもう既に議員各位にはご理解
いただいているわけでございますけれども、それがゆえにご質問にありました中核農家等
が今度は、ではどうするのという話になったわけでございますけれども、その辺が大きな
課題になってくる部分でのご質問があったわけでございます。

いずれ原点の部分につきましては、農業にしろ、産業にしろ、その集落そのものが存続
できなければ大変なことになりますので、そういう意味で今の制度の形の中で前段言いま
したように、農家が、担い手が成り立つ形を、環境をつくるのがまず一番最初に進めな
ければならないと。それでそこに参入した形の中で6次化、前から話はされておりますけ
れども、なかなか販売、出口のほうにした場合には難しさはありますけれども、でもそう
いったふうな余剰労力なりを活用しまして、所得向上につなげるというのがやっぱり今課
せられた集落なり、個人で担い手、個人の認定農業者なりの課題かなというふうに思っ
ております。

その意味では、行政といたしましては、その環境づくりが一番やらなければならないこ
とと思っております。それで、各制度なり、いろんな情報提供なりの部分で今集落単位
なり、あるいは地区単位でやっている部分をもう少し懇切丁寧にとということで、なおかつ
それだけではなく農家が一堂に会して懇談できる形の部分もということでご提言だったわ
けでございますけれども、この分につきましては、実際的にはやっている部分のございま
すけれども、今後とも検討しながら進めてまいりたいと思います。いずれは、いずれ農家
の方々にきめ細かく説明しながら、理解しながらともにこちらのほうも意見をいただきな
がらそれぞれの役割分担でできる体制というのは進めていきたいというふうに考えてい
るところでございますので、今後ともよろしくご支援、ご指導お願いできればと思っ
ております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 常に農民はもの言わぬ民とも言われてきましたが、今まさにそういう状況の中で岐路に立たされているわけです。厳しい状況の中で常に猫の目農政、今はまばたき農政だそうでございますが、そういう中で翻弄されながら、それでも地域で食糧生産にいそしんでいる農家の方たちは、何とか思うとおりの経営がしたいものだなという強い願いがあるわけでございますが、それをしっかりと受けとめてもらって、新農政においても行政がしっかり主導してもらって、農家の皆さんとともどもに汗を流して、この地で農業をやってよかったなという、その日を一日も早く確立できるように今後とも努力をしていただくことをご祈念申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○4番（山崎道夫議員） それでは、2問目、矢巾町第7次総合計画策定のスケジュール等について、町長にお伺いをいたします。本町における第7次総合計画策定と前期基本計画策定が間近に迫ってきていると思いますが、そのスケジュール等についてお伺いをいたします。

1点目でございます。総合計画と前期基本計画策定のスケジュールを示されたい。

2点目でございます。総合計画策定にかかわる企画書はコンサルタントに依頼するのか。また、その場合、コンサルタントの選定はどのように行うのか。

総合計画策定に係る推進会議を設置するのか。設置するとすれば、そのメンバーはどのようなのでしょうか。

4点目でございます。総合開発委員会設置条例中の開発委員会の一般住民委員の選出はどのような方法で行うのか。

5点目でございます。総合計画策定に向け、住民意識やニーズの把握のため、アンケート調査を行うと思いますが、どのような方法でいつごろ行うのでしょうか。

6点目でございます。仮称まちづくり討議会を設置し、アンケート調査の内容をより具体化するための提言書をまとめるなど、総合計画策定に生かす工夫も必要と思いますが、どうお考えでしょうか。

7点目でございます。総合計画策定に当たり、議会とのかかわりはどのように考えているのか。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 本町における第7次総合計画策定と前期基本計画策定のスケジュール等についてのご質問にお答えいたします。

1点目の総合計画と前期基本計画策定のスケジュールについてですが、今年度は住民アンケート調査を実施した上で年度末をめどに基本構想を策定し、来年度の11月末をめどに前期基本計画を策定することで取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の総合計画策定に係る企画書はコンサルタントに依頼するのか、またその場合、コンサルタントの選定はどのように行うのかについてですが、総合計画の策定は、町民参加のもとに取り組んでまいりたいと考えております。その上で住民のニーズを踏まえ、各種計画と調整を図り、町の現状と課題を的確に捉え、客観的かつ専門的な立場から総合計画の策定を支援いただくことを目的に業務を委託したいと考えております。また、業務を委託するに当たり、過去における総合計画等の策定実績を考慮し、業者を数社指名し、企画書の内容をもとに契約の相手方を選定したいと考えております。

3点目の総合計画策定に係る推進会議を設置するのか。設置するとすれば、そのメンバーはについてですが、総合計画はさまざまな分野において検討がなされることから、関係機関相互の各種計画と調整を図りながら整合性のとれた総合計画の策定を目的に幹事会とプロジェクト員会議からなる推進会議を設置し、対応してまいりたいと考えております。基本方針及び重要事項について検討する幹事会のメンバーには、副町長を初め課長級職員、関係機関相互の調整を図り、細部にわたり検討するプロジェクト員会議のメンバーには、課長補佐級職員をそれぞれ充てることで予定しているところであります。

4点目の総合開発委員会設置条例中の開発委員会の一般住民委員の選出はどのような方法で行うのかについてですが、総合開発委員会委員選任規定に基づき、60名の委員のうち一般住民委員の20名を各種団体から、現在公職団体職の主要な地位についていない方で町の開発、環境保全、福祉、教育について特色のある識見を持っている等の推薦基準を満たした方を推薦いただくこととしており、他の各種団体委員及び一般公募を含む知識経験委員とあわせ、広く住民の意見を総合計画に反映すべく委員の選出について配慮してまいりたいと考えております。

5点目の総合計画策定に向け、住民意識やニーズの把握のためアンケート調査を行うと思うが、どのような方法でいつごろ行うのかについてですが、これまでのまちづくりに対する住民の評価と将来に向かって町が取り組むべき課題について住民の考えとニーズを把握することを目的に住民登録されている町民を各年代別に無作為で抽出し、対象となった

方に対し、今年10月末をめどに郵便でアンケート調査用紙を配布し、回収することで総合計画策定に反映させてまいりたいと考えております。

6点目の仮称まちづくり討議会を設置し、アンケート調査の内容をより具体化するための提言書をまとめるなど、総合計画策定に生かす工夫も必要と思うが、どう考えるかについてですが、総合的かつ長期的展望に立って、まちづくりを進めるに当たり、広く住民の意見を結集し、町勢発展に反映させるため、総合開発委員会設置条例を制定しており、60名の委員により総合開発委員会を設置することとしております。また、パブリックコメントの実施により、さらに広く住民の意見を反映させる機会も設けることで対応してまいりたいと考えております。

7点目の総合計画策定に当たり、議会とのかかわりはどのように考えているのかについてですが、これまで総合計画の基本構想は、地方自治法の規定により、議会の議決を経て定めることとされておりましたが、平成23年に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、法的策定義務がなくなったことから、議会の議決を経るか否かは自治体の判断に委ねられたところであります。しかしながら、総合計画は、従来から町政の総合的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、議会とのかかわりにつきましては、現在町議会におきまして、議会改革特別委員会において議決事項について審議されているところでありますので、今後町議会との調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 第6次総合計画策定の経過を踏まえ、4点についてお伺いをいたしますが、まず1点ずつお伺いをしたいと思います。

1点目でございますが、第7次総合計画策定に当たり、第6次総合計画策定の取り組みやスケジュール等で特に変更する部分はあるのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

基本計画の策定あるいは前期計画の策定に当たりましては、前回策定いたしましたものを参考にしながら取り組んでまいりたいと思っておりますが、アンケート等につきましては、いずれ事前にとって反映するようというふうなことで考えてございまして、そうい

ったところに配慮しながら取り組んでまいりたいと思っております。まずは基本はまず前回のことも参考にしながら進めたいというようなことで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 前は、平成18年3月時点で基本構想はできて、いわゆる前期の計画もできたわけですが、平成16年8月時点で第6次矢巾町総合計画策定に係る企画書提出依頼ということでコンサルタント6社に企画書の提出依頼をしているわけですが、1年7カ月ぐらい前の行動としてそういうことがあったのですが、今回は、コンサルタントへの企画書提出依頼というのはいつころになって、いわゆるコンサルタントの選定がいつころされて、それに対して基礎調査依頼というのを恐らくやられるだろうというふうに思いますが、そこはいつころになるのか、その点をお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） コンサルタントの選定に当たりましては、7月ごろをめどに選定をしたいと思っております。その前提といたしまして、コンサルタントのほうからある程度の企画書等の提出をお願いしたいということで考えておりまして、それに基づきまして若干点数等配置をいたしまして選定をしたいというふうなことで今現在は考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） そのコンサルタントについてはわかりましたが、その基礎調査の内容というのは、まず一つはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 現時点では、まずアンケート調査がございますが、その以前にさまざま人口に関する統計あるいはそういったものにつきまして若干予定をしているものでございます。まだ具体的に現況把握とか、現行の計画の評価あるいは上位計画の整理等、そういったものの調査等、基礎調査等を行う予定にしておりますし、将来のフレームといたしまして、人口フレームとか、作業フレーム等につきまして調査等を行う予定にしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 時間を気にしながらやっておりましたが、途中省いてお聞きしますが、アンケート調査を前回もやっているわけですが、今回もやるということでございます。前は、20歳以上の町民1,500人を対象にやったわけですが、39.5%ぐらいでしたか、その回収率は。非常にアンケートというのは、そのぐらいなものかなというふうには思いますが、それにしてもやっぱり町の長期展望、将来の矢巾町の町がどうなっていくかということはこの計画であらわすわけでございますので、そういった意味では、回収率をもっとやっぱり高めていかなければならないだろうというふうに思うわけであります。

そこで各年代別に無作為に抽出ということで先ほどの答弁もございましたが、私は、きのうもいろいろ議論がありました。今から40年後、矢巾町は2万人ぐらいの人口になるという話もありましたし、40年後は日本の人口は4,300万人になるという、そういう報道もなされたこともありますので、そういった意味では、やっぱり若年層、私は15歳ぐらいから上をもうしっかりとした考えを持っておられる若年層もおりますので、そういった人たちの意見も参考にしながらこれからのまちづくりをどう進めるかということをやったりやったりしていくことも大切だろうというふうに思いますので、その年代別というところを恐らく20歳とかということ考えているかもしれませんが、もう少し精査をして、しかも矢巾町の人口のやっぱり1割以上、1,500人と言わないで、できるだけ2,000人から3,000人近くの方たちを対象にこのアンケートをやって、いろんなニーズの把握とか、あるいはさまざまな矢巾町に対する要望とか、希望とかあると思いますので、まちづくりに対しての思いもあると思いますので、そういうふうな形でやってもらうことができないのかということをお聞きしますし、それから回収率を高めるための取り組みとしては、広報で事前に知らせるとか、さまざまインターネットも使ってやるとかあると思いますので、その辺はどのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） アンケート調査についてご提言がございましたので、まだ人数等につきましては、おおよそそういったことで計画をしておりますが、議員さんの提案等を考慮いたしまして、これからちょっともう少し検討させていただければなと思って

ございます。

アンケートの項目につきましては、基本的にはまず前回とった内容プラス何らかの新しいもの等も加えながら、前回、そういう満足度の評価も必要となりますので、そういった内容も同じものも必要ではあるかと思っておりますし、プラスアルファも必要だろうということで考えてございますので、若干ちょっと内容あるいは回収率の向上につきましては、今後もう少し検討させていただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 7次総合計画の基本構想と前期の基本計画、当然大変な膨大な計画でございますので、時間もかかると思いますが、慎重を期してやらなければならない部分も当然あると思いますが、その計画の素案とか、あとは細かい部分、細案といいますか、それから成案はいつごろどういう形の中で誰が策定をしていくのか。総合開発委員会というのは当然ありますし、それから小委員会も設置するかもしれませんが、そういった素案から成案までのそういったスケジュール的なものはどういうふうになって、その確認とか審議はどのようにされるのか、端的にお答えをいただきたいと思えます。

それから、パブリックコメントの実施はいつごろになるのか、これもお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） まず庁内の推進委員会をまず設置をいたしまして、さまざまスケジュール等も検討してまいりたいと思っておりますが、8月にはそういった要綱等もつくりまして、庁内のまずそういう組織も立ち上げ、そしてコンサルも決めまして、まず内部でそういった進め方等あるいはものを進めていきたいと思っております。

それから、12月以前、11月ごろになろうかと思えますが、総合開発委員の選定をいたしまして、そちらのほうに素案等を検討していただくこととなります。何回か、数回の検討の回数をとってまいりたいと思っておりますし、2月ごろにはある程度の素案といいますか、ほぼ成案に近いものをつくりまして、できるだけ住民の説明会あるいはパブリックコメントの募集等なども取り組んでまいりたいというふうなことでおおよその考えで今おります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 最後になりますが、先ほども言いましたが、今どこの自治体も人口減少が大きな課題になっておりますけれども、本町にとってもそれが大きな今後の懸念材料になると思います。今回の7次総合計画は、そういった意味で10年間あるいはもっと前といたしますか、その基礎をつくる本当に大事な総合計画になると思いますので、できるだけ町民の皆さんに見えるといいますか、我々議会にもしっかりと説明をしていただいて、誰もがなるほどなという納得のいくものをぜひ頑張ってつくっていただくことを要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 以上で4番、山崎道夫議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

11番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（11番 昆 秀一議員 登壇）

○11番（昆 秀一議員） 議席番号11番、昆秀一です。

まず第1問目、住民参加型の行政についてです。地域づくりの理念や方向性は、住民みずから決めて、みずからの手で地域をつくっていくことが必要だと思います。行政ができないことを住民がやるのではなく、住民ができないことを行政がするべきです。そして行政は常にその住民の意思に基づいて政策決定していかなければなりません。地域で生活する住民が地域の状況に応じ、自分たちの頭で考え、知恵を出し、みずからの責任で地域の設計をしていくべきではないでしょうか。その住民参加の中でも計画策定は一般的なものがございます。ほかにもあらゆる分野で住民に直接参加してもらうことが必要だと思われることから以下お伺いいたします。

1点目、自治体にとって予算は非常に重要なものでありますが、住民に対して決まった予算は示されても、予算案の編成過程はほとんど知らされておられません。予算案の編成方針から要求書の作成、提出に予算の査定の方法などの予算が決まるまでの透明性が必要と考えますが、予算が決められるまでの議事録などのほか、概要を誰にでも理解できるようわかりやすく説明していただきたい。その中で住民の意見はどこで集められ、どう生かされるのか。

2点目、今後のあらゆる町の計画にも住民が参加すべきだと思うのですが、一例として次期町総合計画の策定の過程は、どのような予定になっているのか。そこでも町民の意見はどのように取り入れられ、反映される予定なのか。

3点目、ほかにもパブリックコメントやアンケートなどは、どのような場合に実施するのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 11番、昆秀一議員の住民参加型の行政についてのご質問にお答えいたします。

1点目の予算案の編成方法と住民の意見はどこで集められ、どう生かされているのかについてですが、町予算の編成については、矢巾町予算規則第2章予算の編成第3条から第8条の規定に基づき執行しております。概略でご説明いたしますと、町一般会計予算案については、企画財政課長において担当し、特別会計予算については、それぞれの担当課長において予算編成及び予算案を策定しております。

町一般会計の予算案の編成過程については、例年10月末ころに予算執行者である町長から新年度の予算編成方針が通知され、それに基づき企画財政課長において各課長等への予算要求要領を作成し、説明会において内容を指示しているところであります。

なお、予算編成方針内容については、景気の動向や経済状況、国や県の予算編成の方向性を情報収集することや特定財源や町税等確保の見通し、第6次矢巾町総合計画後期実施計画に計上された事業の実施状況等やこれ以外の各種事業の緊急性をしんしゃくし、施策の優先順位を洗い直すことにより、限られた財源、人員の中で創意と工夫を凝らし、引き続き町民の負託に応え得る予算編成を担当課及び職員において行うよう指示しているものであります。

また、予算編成方針並びに予算要求要領説明会については、例年10月末日もしくは11月初旬ころに実施し、11月下旬ころ担当課職員からの予算見積書を企画財政課長へ提出、予算要求見積書内容のヒアリングを12月中旬ころまでに実施、必要に応じ、担当課と調整を重ね、

予算案の概要を取りまとめ、その後において予算執行者である町長による最終調整、いわゆる町長査定を行いまして、具体的な当初予算書案を2月上旬までには取りまとめを行うことにより、当初予算として町議会でご審議をいただいております。

これらの予算編成においては、各担当課における予算見積書作成に当たり、町民の代表であります議員各位のご提言、行政区長協議会やコミュニティ会長連絡協議会など、各種協議会や目的別に設置される各種委員会や審議会などで提案されたご意見などをお聞きしております。

また、各行政区において開催している地域懇談会において、町政へのご意見やご要望などを参酌いたしまして、予算計上が可能な事案については、検討材料とさせていただき、町民の声を予算に反映するように努め、住民サービスの向上並びに地域の活性化につなげる予算内容といたしているところであります。

2点目の今後のあらゆる町の計画にも住民が参加すべきと思うが、一例として次期総合計画の策定の過程は、どのような予定になっているのか。町民の意見はどのように取り入れられ、反映される予定なのかについてですが、総合計画の策定にあっては、4番、山崎道夫議員のご質問にもお答えしましたとおり、まずはこれまでのまちづくりに対する住民の評価と将来に向かって町が取り組むべき課題について住民の考えとニーズを把握することを目的に住民アンケート調査を実施したいと考えております。

このアンケート調査の結果を踏まえ、総合開発委員会設置条例に基づき、各種団体委員、一般住民委員、一般公募を含む知識経験委員合わせて60名の委員により設置する総合開発委員会において広く住民の意見を結集するほか、パブリックコメントを実施し、より多くの住民の意見を総合計画の策定に反映するよう努めてまいりたいと考えております。

3点目のほかにもパブリックコメントやアンケートなどはどのような場合に実施するのかについてですが、近年は各種計画を策定するに当たり、住民の意見を反映することが大変重要になってきております。住民の考えとニーズを把握するため、住民アンケートは有効であり、また広く住民の意見を求め、計画策定に盛り込む上でパブリックコメントは効果的であります。このことから、総合計画のほかにも長期的な展望を町民に示す各種計画の策定に当たっては、住民アンケートやパブリックコメントを積極的に活用し、住民の意見を計画に反映させてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 住民参加型行政の一步目としては、私はあらゆる情報の開示が必要だと思うのですが、予算についても予算案の編成作業において、各課長らが予算編成を担当する部署へ新年度はこのような事業を行いたいという予算要求をするところから始まるのですが、そこで各課から出された予算要求の全てを広報やホームページなどで公開し、町民に開示し、その全てが予算化するわけではないでしょう。それを査定して絞り込むこととなりますが、町長査定だけではなく、町民も査定に加わる意味でも査定過程の予算案を全て広報やホームページなどで公開してから、そして町民からパブリックコメントを求めているのでしょうか。こうすると、町民が要望していたことがどこでとめられているかはっきりとします。町民から意見を聴取しているといっても、今まではどう町民の意見が予算に反映しているか全くわかりませんでした。このように過程を公開することで町民の意見がより反映されやすくなるのではないのでしょうか。これは大変重要なことだと思うのですが、次からぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

情報の開示は、大変大切なことだとは思ってございますが、こうした予算の編成につきましては、町民の町長にゆだねられている事項でもございますので、そういった内容で専権事項でもございますし、そういったことで町長の査定あるいは最終には町長の査定のもとに議会の皆さんに提案する予算案を作成してございます。いずれ町民の意見をとにかく反映するように私どもも努力しております。そういったものにつきましては、先ほど町長からご答弁を申し上げた内容でございますが、作成過程を全てを公表するというのは、非常になかなか大変なことでもございますので、今ご質問ありました、あるいはご提言のありました内容につきましては、できることは検討させていただきたいと思いますが、ある程度こちらの町長の専権事項でもございますので、そういったところもご理解をいただきたいと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） もちろん専権事項だとは思いますが、まずそういう方向で町民にもわかるようにしていただきたいと思っております。

次に、自治体の財務情報では、予算の要領監査結果、決算の要領や財務状況については、そのように地方自治法に基づいて公表されています。職員の給与なども公表されています。しかし、これらは法律で定めているからであって、余りにも形式的だと思うのです。もっと一般の町民にもわかりやすく広報などでしっかりと公表していただきたいと重ねてお願いしたい。

そのためには、法律で定められているかいかんにかかわらず随時公表していくようにしていただきたい。その際には、お役所言葉ではなく、もっと小学校5年生ぐらいにもわかりやすい表現にあらわしてほしい。特に予算に関しては、事業の概要や積算の根拠など、説明資料もあわせて公表するようにしていただきたい。できれば、近隣自治体や同規模自治体、類似自治体、県平均、全国平均などと比較した場合の指標も公表していただきたい。決算状況についても同様にできないか。また、公共施設の状況調査についても、公共施設の老朽化に伴う建てかえなどもその計画もわかってくると思うのですけれども、その公開もすぐには言いませんけれども、徐々にしていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまのご質問にご答弁をいたします。

公表につきましては、わかりやすい表現あるいは資料等の添付などもということでございますので、できるだけそういったことには心がけてまいりたいと思っております。そのようにできるだけ配慮はしたいと思っておりますし、公表の内容につきましてもいろいろ検討させていただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） それから、町から民間に出している補助金についてですが、私はこれをゼロベースから考え直してみたらどうかと考えます。皆が町の財政が厳しいと口をそろえて言っておりますが、どうすればいいかの具体策を言う人は余りいないようです。そこで今後もこのままでは何も解決しないでしょう。そこでまずは全ての補助金を見直してみてもいかがでしょうか。必要な補助金は、その補助を出している団体に要望を出してもらおう。その補助金がどういう効果を生んでいるかというのも評価して、どのくらい必要かもしっかりと精査し、行政として評価していかないと、今までのただの既得権だけで補助金をもらっている団体は、その努力をしなくなるのではないのでしょうか。そしてそこもまたしっかりと公

表し、見直すところは見直す。その中で町民の第三者機関にしっかりと審査してもらい、そういうシステムがあれば、よりいいのではないのでしょうか。それもしっかりと公開の場でしてもらうことが大事だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ご質問にお答えをいたします。

町では、さまざまな補助金を出してございますが、そういった補助金につきましては、毎年度担当課あるいはそういったところでいろいろ見直し等も行いながら見積書を出してございますし、それから出す先、補助先のほうにもそういったことで見直しを図りながらお願いをしているところであります。少なくともただ漫然と補助金を出しているものではなく、そういった評価をしながら予算計上しているということをご理解をいただきたいと思います。

それから、第三者機関とか、そういったご提言もございしますが、そういったものにつきましては、ちょっと参考にさせていただきたいと思いますが、いずれご理解いただきたいのは、そういった評価もしながら予算の計上をしているということをご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 見直しをしているということはわかるのですけれども、やっぱりそれも透明化していかないと、どのように見直ししているかというところもわかってこないと思うのです。そういう意味でも第三者機関等をつくっていただいて、そういうシステムにしていただければ、よりいいのではないかと思います。

次の質問にいきます。計画策定などの町民参加については、開発委員などで審議していくということでもございましたけれども、私も前回開発委員となっていたのでわかるのですけれども、ほとんど充実した審議がなされなかった思いがあり、大変反省しております。ですけれども、今回も同じような審議が続くのであれば、余りそれは意味がないように感じてしまいます。この審議会は、ここでちゃんと町民の意見を聞きましたよというなぜか隠れみのでしかなく、ほとんど形骸化しているように私は感じました。もっととことんまで議論し、計画を策定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ご質問にお答えいたします。

町民参加の関係でございますが、今現在は町民参加の形ということで条例に基づきまして、各委員さん60人を選任をいただきましてお願いをしております。それが各団体の推薦であったり、そういった方々でございます。私どもが考えますのは、町民の参加という視点から見ますと、本来は一番はコミュニティ活動が住民参加の基本になるのではないかなと思ってございます。そういった観点からそういった行政区長協議会あるいはコミュニティ会長協議会あるいはPTAの関係だとか、公民館の関係あるいはその婦人の方々の代表だとか、そういったもろもろの方たちに参加をいただいております。そうした中で町民の声を吸い上げる、それがまず町民参加というふうなことでも考えてございます。

特に最近町民参加のことで考えていきますと、コミュニティ、各自治会のそういった例えば総会とか、あるいは活動に参加者が少なかったりとか、あるいは役員のなり手が少ない、あるいはないというようなお話も聞いたりしてございます。それはとりもなおさずそこに集まってくる方たちがちょっと少なかったりしているということでございます。それは、やっぱり町民参加の観点からいきますと、そういった元となるコミュニティのほうにいろんな、そこに住む住民の方たちがたくさん参加をしていただきまして、その中からそういう委員に選ばれている方たち、例えば行政区長さんの代表者なり、あるいはコミュニティ会長さんの代表者なりがそういう方たちの住民の皆さんの声を聞いて、そういったところに反映させていくことも町民参加の一つの手法だと、こう思っております。

ですから、町民参加といいまして、その会議に全てが来ることばかりではなく、各自治会、そういったところにたくさんの人を呼べる、あるいは来られるような対策なども一つの町民参加の方法ではないのかなということも考えてございますので、そういった広い意味で捉えた町民参加の考え方で私たちが努力していきたいし、そういった形で町民の声を反映できるように努力をしていきたいというふうなことでも考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 課長の考えはわかりました。それ以上にまたもっと町民の直接参加できるような形をつくるため、特に若者に対してアピールできるようなことをする必要があると私は思います。

そして計画作成した後の評価についてもしっかりと公開してほしいと思うのですけれども、

その後計画の見直しについては、どういうふうに住民参加を考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 総合計画に実施計画として載ったりしている事業等がございますが、そういったもの見直し等につきましては、先ほどの予算の過程でもお話しをいたしましたとおり、議員各位のご提言あるいはそれぞれの地区の住民の方たちとの懇談、そういったところのご意見なども反映しながら見直し等をさせていただいているところでございます。基本はそういったところがやはり全てそういった計画あるいは参加のご意見ということで承っているつもりでございますので、そのことをご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に第2問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 教育委員会制度の見直しについてお伺いします。

教育は、大変重要なテーマでございますが、今なぜ教育委員会制度の見直しが進んでいるかを理解している方は、余り多くはないのではないのでしょうか。その背景には、いじめ、暴力事件や学力向上など、学校、地域におけるさまざまな問題や課題の解決、改善が求められる中、地域の教育行政を担う教育委員会が十分機能していないのではないかと懸念があると思われれます。そして、今後教育がどこへ向かっていくのかは、皆が注目しているところであります。そこで本町の教育委員会は、現在行われている教育改革をどう考え、今後はどこへ向かおうとしているのか以下お伺いいたします。

1点目、首長の権限を強めた場合の教育への影響をどう考えているのか。

2点目、総合教育会議の位置づけをどう考えているのか。

3点目、教育長と教育委員長を一本化した場合の影響をどのように考えているのか。

4点目、首長が総合教育会議で教育振興施策の大綱を決めた場合の役割と効果はどう考えているのか。

5点目、教育委員を公募制にして選び、教育への住民の意識をより高めることはできないのか。

6点目、ほかにも今回の教育委員会制度の見直しについて、町長、教育長はどのように考えているのか。

以上。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 教育委員会制度の見直しはについてのご質問にお答えいたします。私のほうからは、6点目についてお答えをいたします。

今回の教育委員会制度の見直しについてどのように考えているのかについてですが、教育行政につきましては、現行の教育委員会制度におきましても町長が教育委員の任命権及び予算に関する権限を有しており、教育に関する重要な責任の一端を担っているところであります。本町においては、関係者のたゆまぬ努力と相互の緊密な意思疎通により、適切な教育行政が行われていると考えているところであります。しかしながら、今回の見直しに関しましては、現行の教育委員会制度におけるさまざまな課題を解決するための法律改正が行われているところであり、今後とも議論の推移を注視してまいりたいと考えております。

なお、これまでと同様に教育委員会制度がよりその機能を発揮するよう、教育長と十分な意思疎通を図ることはもちろんのこと、教育委員会との間で意見交換を行うことにより、町の教育課題、教育のあるべき姿を共有し、それぞれの役割と責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き11番、昆秀一議員の教育委員会制度の見直しについてのご質問にお答えいたします。

1点目の首長の権限を強めた場合の教育への影響はどう考えているのかについてですが、今回の見直しでは、教育長の任命、罷免や総合教育会議の設置について、首長の権限が強まったという感想を持たれる方もあろうかと思えます。しかしながら、教育長の任命については、制度と実態の乖離を改めるものであること。また、罷免については、現行制度と変わらないものであること。さらに総合教育会議につきましては、教育の大綱について、首長と教育委員会が意見交換を行う場として積極的な活用が期待されております。

また、教育行政の大部分は、文部科学省の学習指導要領のもとで実施されることから、子どもの教育や社会教育に対し、これまでと異なる影響があるとは考えていないところであります。

2点目の総合教育会議の位置づけをどう考えているのかについてですが、総合教育会議は、

首長が設置するものであり、会議は首長が招集し、首長と教育委員会により構成されることとなっております。また、会議において首長が教育委員会と協議し、国の教育振興基本計画に規定されている基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定するものであります。

具体的には、町の総合計画に教育部門の事業も計画されておりますが、それらをさらに詳細に示した矢巾町教育振興基本計画が大綱となるものであります。総合教育会議の主たる狙いは、こうした計画の策定であることから、将来を見通した町の教育指針が町長及び教育委員会で協議されることは、大変有意義なことと考えております。

3点目の教育長と教育委員長を一本化した場合の影響をどのように考えているのかについてですが、教育委員長と教育長が一本化された新しい教育長は、これまでの教育委員長の職務と教育長の職務の双方を行うもので教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとされており、責任はより重くなるものと考えております。

一方、教育委員会が執行機関として存続されること、教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができること、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告することなど、教育委員会と教育長との連携についても規定されていることから、これまでと異なる影響があるとは考えていないところであります。

4点目の首長が総合教育会議で教育振興施策の大綱を決めた場合の役割と効果はどう考えているのかについてですが、2点目で申し上げましたが、総合教育会議は、教育の振興に関する施策の大綱を策定する場であり、具体的には教育振興基本計画の策定を考えるところであります。町の総合計画を踏まえ、また計画期間も同様として、策定に向けた協議を行っていくものであり、予算案や条例案の議会提案権を持つ首長に教育委員会としての意見を述べ、協議を行い、教育の振興に関する施策の大綱を策定することは、今までより踏み込んだ施策の検討が行われることが期待されます。

5点目の教育委員を公募制にして選び、教育への住民の意識をより高めることはできないかについてですが、教育委員会制度は、政治的中立性の確保及び継続性、安定性を確保するとともに、地域住民の意向を反映させることが重要と考えております。議員のご提言は制度にかかわることですので、所感を述べることは差し控えさせていただきますが、教育は地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加により行われることが必要であるとの認識を持ち、今後の教育行政に当たってまいりたいと考えております。

6点目の今回の教育委員会制度の見直しについて、どのように考えているのかについてですが、教育委員会制度の改革に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律では、多くの改正点がありますが、主な点は、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、いわゆる新教育長を置くことと、教育長は首長が議会同意を得て直接任命、罷免を行うこと、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すること、教育長の任期は3年とすること、教育委員から教育長に対し、教育委員会議の招集を求めることができること、教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告すること、首長は総合教育会議を設けること、総合教育会議は首長と教育委員会により構成されることなどでありま
す。現在でも教育委員会が町行政の中で独立・完結して教育事務を担っているのではなく、町長との協力と調和の中で事務を行っており、新しい制度になりましても教育委員会が執行機関として存続され、総合教育会議等により、町長との意見交換も行われることから、町長、教育委員会、教育長の連携がより一層図られるものと期待しているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 5点目の答弁は全く同感なのですが、そこで教育委員の人選についてお伺いします。教育委員会は、レイマンコントロール、いわゆる教育の専門家ではない一般人が参画し、専門家としての教育長との連携、協働により教育行政を担当するとされています。法律では、教育委員に保護者の代表を含めることが定められておりますけれども、本町の教育委員のどなたが保護者代表であるのか。それから、地域によっても偏っていると思うのですが、そこら辺の選出方法をどういうふうにご考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ご質問にお答えいたします。

教育委員の任命に関しましては、町長のほうの関係でありますけれども、いろいろ意見交換をしておりますので、私のほうからお答えさせていただくことをご了承お願いしたいと思います。

まず保護者の件についてでございますけれども、1人の方が保護者として入ってきたわけですが、年数を経ることによって保護者ではなくなると。ただ、PTAあるいは青少年の健全育成とか、そういうふうな意味でかかわっておられるので、現在も任期を続けて

おられるわけですがけれども、保護者を入れるということは規定されていることですので、これからその方ではなくて、いろいろ任期がえがあるときには、町長のほうへお話を申し上げたいというふうに考えているところでございます。

地域のことにつきましては、規定にあるものではございませんので、識者であると、知識があるというか、そういうふうな方を選ぶようにという規定はございますけれども、そういうふうなところから要綱にはそういうことはございませんので、現在はそういう状況になっているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） できれば、地域も規定にはないかもしれないですけども、そういうところもやったほうがよりよろしいのではないかなと思います。この人選においては、町長が選り議会の同意を得て任命することとなっております。議会で同意するということだったのでですけども、人物であるということで質疑もできないし、どう判断すればいいのかということを私は常々思っておりました。それも今までのようなものであれば、儀式のようなものとしか思えないのですけれども、今後この人選に対しても透明化ができないのか、公募制ができないのであれば、せめて人選の透明化を進められないのかをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） ただいまの質問にお答えします。

今人選の透明化というようなご質問があったわけですが、これはいろんなことを考えますと、非常に難しいというように思っておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 難しいというのはわかりましたけれども、できればそういうふうにしたほうがよりよろしいのではないかなと私は思うのですけれども、改善をお願いしたいと思います。

そして次に、教育委員は非常勤であります。常勤の事務方の職員がすることなどをチェックできるのか、それは疑問の残るところであります。やはり私は人選を工夫すべきだと思います。その立場の人をバランスよく委員に選べば、多様な声を反映できるのではないでしょ

うか。そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは私のほうからお答えします。

今バランスというようにご指摘があったわけですが、何ををもってバランスのとれたというようにご質問なのか、よく私には理解できないわけですので、もう少しその辺のところを詳しくお話しをいただければなというように思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 専門家、一般人、それから地域等において、いろんな専門分野を持った方がいらっしゃると思うのですけれども、そこら辺のバランス、年齢等を考えできないものかということでございます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今の人選そのものがそういう意味から申し上げますと、バランスのとれた選任だというように私は思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） わかりました。教育委員会では、定例会を月1回行っているようでございます。その内容を私は知ろうと思ひまして、町のホームページに議事録という項目があったのでクリックしてみました。そうしたところ、議事録とあったのですけれども、どうも私には会議の概要としか思ひえない。議事録というのは、もうちょっと詳細なものだと思ひたのですけれども、あともう一つ活動報告とあったのも、ただどこでいつ何を行ったの報告でしかなく、詳細がわかりませんでした。どのような活動をしているか、教育委員会の透明化から見て、これはちょっと閉鎖性を物語っているのではないかと思ひました。そのもっと透明化を推進を図っていかないと、教育委員会に対する不安感であったり、不信感につながっていくのではないのでしょうか。その点はどう考えておるのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議事録というのは、逐語録みたく起こしたものもありますし、項目をただ羅列したのもの

ございます。それぞれの考え方の違いだというふうに私は解釈しております。

それから、内容についてもっと詳しく知りたいという場合がございますならば、議員さんですので、ぜひ教育委員会のほうへおいでいただいてお話し合いをしたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 私は、議員としてではなく、ホームページにあるのですから、一般の人でも見られるようにということではあるのですが、わからないようでしたので、そこら辺は言っておきたいと思います。

次に、今の制度の見直しは、2011年の大津市で起きたいじめ、自殺問題で教員の対応の遅さや責任の所在の不明確さなどに批判が集まったことがきっかけでした。教育は、人の思想にかかわり、次の社会をつくり出す営みであります。子どもは白紙の存在です。だからこそ多様な意見を集め、議論する仕組みが欠かせないのだと思います。先日滝沢市の中学生が自殺しました。学校は、いじめを把握していなかったということでしたけれども、アンケートではいじめがあったとの回答もありました。その自殺した子どもの親は、一部学校側が隠していたのではないかともしも言っていたそうです。そこで教育委員会の役目は一体何なのでしょう。本町ではこのような事態が起きた場合、どう対処していこうと考えておられるのでしょうか。そこら辺をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員会制度の改革につきましては、議員ご指摘のとおり、さまざまな背景があったものだと私も思っております。滝沢市の例につきましては、他の市でありますし、十分に報道以外の状況をわかりかねますので、言及することは差し控えさせていただきたいと思っております。

本町で起きた場合につきましては、いじめ防止基本方針というものを策定していこうということで現在取りかかっておりますけれども、やはり自殺ということは、大変大きな問題ですので、いじめがあったかどうかということは、すぐ取りかからなければならないことと私どもは考えております。したがって、学校と教育委員会で保護者の了解を得ながら直ちに調査をして、いろいろなことを調べていくべきだというふうに考えておりますし、そういう事態があってもほしくはないと願っておりますけれども、仮にそういう事態が起きた場合には、

適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 第3問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 介護制度改革でどうなるかについてお伺いします。地域医療・介護推進法案が6月に成立する見通しで来年4月以降介護改革が順次行われる予定であります。今後増加する高齢者に対して費用を抑えるのが狙いであると思われませんが、直接の対象者である方々は、大変不安に感じているのだと思われるところから以下お伺いします。

1点目、要支援者向けのサービスの一部が町事業に移ることになりそうですが、具体的に介護予防訪問介護・介護予防通所介護を中心に利用している要支援2の方で支給限度基準額いっぱいまで利用している方は、利用料負担も含め制度改革をされた場合にサービス等はどうか変わっていくのか。

2点目、制度改革後は、要支援者へのサービスの担い手をボランティアにしてもらうということのようですが、町内でどれだけの方がボランティアとして担い手になるのか、その見通しはどうか。

3点目、現在本町の要支援者が利用している訪問、通所介護を行っている事業所への介護保険請求額は、地域支援事業になった場合に、どう変わっていくと概算しているのか。

4点目、現在も地域支援事業は、近隣自治体との格差があるようですが、要支援者の一部サービスが地域支援事業となった場合の地域の格差はどうするのか。ある程度のガイドラインが出ると思いますが、広域でも話し合われることになるのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 介護制度改革でどうなるのかについてのご質問にお答えいたします。

1点目の要支援2の方が通所介護、訪問介護を中心に利用している場合、制度改革後利用料負担も含めサービス等はどのように変わるのかについてですが、制度改正された場合の利用料負担については、国から案が示されておられませんので、現時点では明示することができない状況にあります。基本的には、現在受けているサービスが受けられるよう検討してまいりたいと考えております。

2点目の町内でどれだけの方がボランティアとして担い手になるか、その見通しはどうかについてですが、ボランティアの数については、今後実施場所や体制についての内容を検討

してまいりますので、現時点では見通しできない状態ですが、本町では現在自治公民館を利用し取り組んでいる生きがい対応型デイサービスは、町内21カ所で実施しております。また、自治会において自主的に実施しているサロンや介護予防事業で町内全域をカバーすることから、町内の自治公民館等を活用し、それぞれの地域住民にボランティアを要請し、利用しやすい体制を整えてまいりたいと考えております。

3点目の要支援者が利用している訪問、通所介護を行っている事業所への介護保険請求額は、地域支援事業になった場合に、どう変わっていくと概算しているかについてですが、現在の人員基準や運営基準を緩和することができることから、事業費の抑制につながると考えられますが、1点目でお答えしたとおり、国から案が示されていないことから、現時点では概算することができない状況にあります。

4点目の要支援の一部のサービスが地域支援事業となった場合の地域の格差はどうするのか、広域でも話し合われるのかについてですが、今年度作成する第6期介護保険事業計画においては、2025年を見据えた大きな制度改正の中、予防事業において市町村の独自性を取り入れた事業を進めることから、議員のお説のとおり、市町村の格差が生じると思われますので、県及び近隣市町との情報を共有し、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 国からの案が示されないで町として方針が決められないというのでは少し遅いのではないかと思うのですけれども、それかここでは言えないけれども、隠し持った案を持っていることなのではないでしょうか。ということで、この制度改革後の方針はよくわからないということでもありますけれども、何点か再質問させていただきます。

来年度の介護保険の制度改革において、ポイントの一つとしてケアマネ事業所の指定権限を市町村にとあると思います。地域でのケアマネジメントの役割を担うケアマネジャーの育成や支援に市町村が積極的にかかわるようとし、またケアマネの研修制度なども改定し、質の向上を図るようなのですけれども、昨今のケアマネの質の低下は問題があると感じております。例えばひもつきケアマネ、そしてお手盛り介護などもあります。何よりケアマネの職務の負担が問題だとは思っているのですけれども、そのところをどう今後考えていくつもりなのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり6月の国会のほうで審議されているところですが、前段で言いますが、概略につきましては、ガイドラインというものが7月に示されるということになっておりますので、それをもとにうちのほうでは、それぞれの積算をしたいなど、このように考えております。

それは、地域支援事業、それぞれ地域の特性を生かしてという形になるとは思いますが、一つのガイドラインを見据えながら、それぞれ見積もりをして来年度計画に計上したいなどということを考えておりますので、そのことにつきましては、ご理解を願いたいと思います。

それから、本題のケアマネの育成が市町村事業に、市町村の責務になるのではというお話ですが、やはりそれは市町村の責務という形になるか、今までどおり、あるいは広域でそれぞれの研修等々含めながら育成をしていくということになるのか、その辺はまだはっきりしておりませんので、それぞれもしも各市町村でそのようなことをするという事になれば、それなりの研修をしながらそれなりの質の向上を図ったケアマネジャーになってほしいなどということを考えておりますので、それぞれ今後検討してまいりたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 例えば介護保険で要介護から要支援の場合に使えるサービスが限られていくことになると思うのですが、その場合、保険外でのサービスが必要になってくると思います。その場合に、ボランティアに頼むことができるようなシステムになるのか、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それぞれ介護保険外のサービスといいますか、その場合には、ボランティアというような形になるのかというお話ですが、ここの町長の答弁にも書いておりますが、実際的にまだ矢巾町内の中でそれぞれ介護保険等々に関するボランティアというのがごくごく限られた方々しかいない状況でございます。ですので、今すぐ、今回の改正自体が最終的に6期の最後、29年度を見据えた事業展開というような形になっておりますので、その間にそれぞれのある程度のボランティア、育成できればなど、このようには考えておりますが、果たしてそのボランティアの方々が介護の保険外に該当になるお手伝いと

いいですか、それができるかという、なかなか非常に難しい部分がはっきりあると思われ
ます。ですので、その辺は今後それぞれ育成する中で検討をしていかなければならない事項
だなど、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上、お答へといたしします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） これから育成していかなければならないということで、そこでひと
つ私からの提案なのですけれども、有償ボランティアなどを利用する、考えるべきだと思ひ
ます。無償であれば責任もないとするのが人間の意識としてあります。幾ばくかの報酬を目
に見える形でいただいて奉仕、ボランティアするということは、大変有意義だと、意識とし
て違ふと思ひるので、そこら辺を取り入れていただければと思ひます。

以上、質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 以上で11番、昆秀一議員の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） これをもって本日の議事日程は、全部終了したので、これにて散会
いたしします。

なお、明日は休会、13日は午前10時に会議を開きますので、本議場にご参集願ひします。
大変ご苦勞さまでした。

午後 0時09分 散会

平成26年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

平成26年6月13日（金）午前10時開議

議事日程（第3号）

- 第 1 報告第 1号 平成25年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 2 報告第 2号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費
繰越計算書の報告について
第 3 議案第35号 財産の取得に関し議決を求めることについて
第 4 議案第36号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
第 5 議案第37号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につい
て

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
6番	小川文子	議員	7番	谷上哲	議員
8番	廣田光男	議員	9番	秋篠忠夫	議員
10番	芦生健勝	議員	11番	昆秀一	議員
12番	村松輝夫	議員	13番	藤原梅昭	議員
14番	川村よし子	議員	15番	米倉清志	議員
16番	高橋七郎	議員	17番	長谷川和男	議員
18番	藤原義一	議員			

欠席議員（1名）

5番 川村農夫 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗君	副町長	女鹿春夫君
総務課長	星川範男君	企画財政課長	秋篠孝一君
税務課長 兼会計管理者	中村滋君	生きがい推進 課長	川村勝弘君
住民課長	村松康志君	農林課長 兼農業委員 事務局長	高橋和代志君
道路都市課長	藤原由徳君	区画整理課長	細川賢一君
商工観光課長	山本良司君	上下水道課長	藤原道明君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	吉田孝君	社会教育課長	立花常喜君
代表監査委員	立花純幸君	農業委員会 会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	吉田徹君
主事	根澤のぞみ君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、5番、川村農夫議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第1号 平成25年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藤原義一議員） 日程第1、報告第1号 平成25年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 報告第1号 平成25年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成25年度に繰越明許いたしました事業は、2款総務費の庁舎維持補修事業及び再生可能エネルギー導入事業、3款民生費の保育業務システム改修事業、4款衛生費の再生可能エネルギー導入事業、6款農林水産業費の特用林産施設等体制整備事業、農業体質強化基盤促進事業及び里山再生松くい虫被害特別対策事業、7款商工費のプレミアム商品券発行事業、8款土木費の道路橋梁総務事業、矢巾スマートインターチェンジ整備事業、橋梁維持事業及び河川改良事業、11款災害復旧費の農林施設災害復旧事業、道路橋梁災害復旧事業、河川災害復旧事業、国民保養センター災害復旧事業及び学校施設災害復旧事業となっており、適正な施行期間を確保するために繰り越しとしたものであります。

繰越額については7億8,408万1,000円であり、その財源の内訳といたしましては、平成25年度に収入した矢巾町福祉基金繰入金6,000万円、平成26年度に収入する見込みの国庫支出金3億8,690万9,000円、県支出金7,534万7,000円、地方債1億7,310万円、建物共済金3,500万円、一般財源5,372万5,000円となっております。

これらの事業の繰り越しについては、平成26年第1回議会定例会においてご議決をいただいているところであり、ここに地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

なお、これらの事業については、その性格上、早期の完了を目指しているところであります。

以上、ご報告申し上げます。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第1号を終わります。

日程第2 報告第2号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別
会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- 議長（藤原義一議員） 日程第2、報告第2号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） 報告第2号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成25年度に繰越明許いたしました事業は、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業及び矢幅駅前地区事業で追加補正及び地権者の建物移転の期間を確保するために繰り越しとしたものであります。

これらの事業の繰り越しについては、平成26年第1回議会定例会においてご議決を賜っているところであり、ここに地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

繰越額については7億3,017万1,000円で、その財源内訳は特定財源が2,503万2,000円、国庫支出金が3億449万円、地方債が3億160万円、一般財源が9,904万9,000円となっております。

事業内容は、駅西地区の造成工事と支障物権移転補償費並びに駅前地区の道路工事及び支障物権移転補償費でありまして、現在早期の完了を目指しているところであります。

以上、報告申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第2号を終わります。

日程第3 議案第35号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第3、議案第35号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第35号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび購入しようとする消防ポンプ自動車は、矢巾町消防団第1分団第2部に配備する車両でありまして、現在使用している消防ポンプ自動車は、平成4年3月に購入した車両で既に22年を経過いたし、能力低下が著しいことから更新を行うものであります。

今回更新をする消防ポンプ自動車の概要であります。車両の選定に当たりましては、矢巾町消防団を初め地元関係機関と協議を行い、現在配備されている消防ポンプ自動車より小

型のものとなりますが、現在主流であり、本町消防団にも多くの導入実績がある2トン車ベースのCD-I型4輪駆動車とし、冬期間等の安全面に配慮をするとともに、省令の規定に基づく付属品を備え、最新鋭の艤装仕様を取りつけた消防ポンプ自動車とするものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条の2、第1項第6号に基づき随意契約とし、互光商事株式会社、株式会社ダイトク、松栄商事株式会社、有限会社佐々木ボディーの4社を選定いたし、5月23日に見積もり合わせを執行した結果、最低価格である互光商事株式会社に決定いたし、一金1,765万円に8%の消費税を加算した金額一金1,906万2,000円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） ただいまのお話で第2部への配属ということでございますが、現在矢巾町には13台のポンプ車があるだろうというふうに思いますが、20年以上経過している車両というのは、どの程度になっているのか。それから、その中で今後の計画というのは、どのようになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今回は平成4年に購入したものの消防車を更新ということで22年ほどたっておりますが、過去に平成4年、続きまして平成5年から平成10年まで毎年更新してございます。ということで今回を含めると、あと7台というふうなことで、一旦そこで切れるというふうな形になります。そういったことで、台数につきましては、そういった形になっております。

それから、今後の計画でございますが、これにつきましては、やはり耐用年数、当然過ぎておりますし、何よりも今配備になっているのは、一部オートマのものがございませんでございまして、となりますと、今免許をとる方、オートマ専用の免許というふうなことでとっている方もあります。マニュアルはなくてオートマというふうな形をとっている、免許を取得している方等もありますし、それから平成19年には道路法が改正になりまして、今普通免許を、19年度以降にとった方につきましては、5トン車以上の車両、総重量の車両を運転できない

という状況にもなっておりますので、そういったところもありまして、小型化をしておりますが、性能はそれ以上はよくなっておりますけれども、そういったことで小型化ということもありますので、順次更新をしていかなければならないだろうというふうに思っております。これについては、次期の総合計画でも検討してまいって、できるだけ毎年度更新をしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点についてお伺いします。

消防自動車のことではないのですけれども、日夜奮闘されている訓練とかやっている消防職員というのは分署になるのであればですけれども、ボランティアのような経過で消防職員というか、部員が働いていると思うのですけれども、その加入がなかなかできないという話を聞いているのですけれども、今の人数と、それから協議会の中ではどのように話がされているのか。特にも五、六年前だったと思うのですけれども、日当の賃金というか、時間割だったか引き下げていると思うのですけれども、引き上げる方法とかも論議されているのかどうかお伺いします。

それから、2点目は、今回は互光商事さんですけれども、男女を問わず部員に加入するというのは、町内企業からどのような配分というか、パーセント率で入っているのかお伺いします。矢巾町は、建設業の仕事もたくさん公的契約でしておりますけれども、そういう配分とかは任意で加入されていると思うのですけれども、その辺をお伺いいたします。

（何事か声あり）

○14番（川村よし子議員） 消防団員のことです。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 消防団員ということでご質問がございました。消防団員につきましては、手元にあるデータですが、2月1日現在が276人ということになってございまして、定員の72.6%というふうなことで4分の1ぐらひは少ない状況になってございます。それで、このことにつきましては、さまざま後援会等にも呼びかけまして、それから消防団員も頑張ってお誘いに努めているようでございますが、なかなか入ってこないというふうな状況にあります。確かに町民の財産、生命を守るということで消防団の方々、入っていただければいいわけですが、実態はそういうことになっております。ただ努力だけはしているというふうな

ことでございますので、今年度に入りまして何人か入ってまいりましたので、いい傾向には今向いているようでございますが、それにしても4分の1ぐらいは減というふうなことでございまして、今後さらに努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、企業からどのくらいというふうなことでございますが、これは特に企業からというふうなこと、当然企業に勤めておって消防団になっている方おりますが、企業からというふうな形では町のほうには入ってございません。ですので、その辺これからいろいろ消防団のほうとも相談していかなければならないというふうには思っておりますが、さまざまこれ以外にも検討する事項がありますので、今後消防団のほうと詰めていきたいなというふうには思っております。そういった状況でございます。以上、お答えいたします。

それから、日当の件でございますが、引き下げたというふうなお話ございましたが、そういうことはないというふうに思っております。ほかの市町村と比較した表もありますが、報酬につきましては、そんなに低いほうではないというふうに思っております。ただ、出動手当については、全体から見ますと低いほうにありますので、そういったところも今後検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第35号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第35号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第36号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）に

ついて

○議長（藤原義一議員） 日程第4、議案第36号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第36号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、14款県支出金に地域経営推進費補助金、16款寄附金に土木費寄附金、19款諸収入の自治総合センター一般助成金を新設補正とし、13款国庫支出金の介護保険事業費補助金を減額補正とし、また14款県支出金の緊急雇用創出事業費補助金及び被災者住宅再建支援事業補助金、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出については、10款教育費の一般職員給与費の組替のほか、同じく体育施設維持管理事業を新設補正とし、また2款総務費のコミュニティ施設等整備事業、3款民生費の介護保険事業特別会計繰出事業を増額し、同じく認知症施策総合推進事業を減額し、6款農林水産業費の農地等整備事業、8款土木費の生活道路整備事業、住宅管理事業及び被災者住宅再建支援事業、9款消防費の消防施設維持事業、10款教育費の小学校維持管理事業、11款災害復旧費の農業用施設災害復旧事業、同じく林業施設災害復旧事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,421万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億9,550万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして、議案第36号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正でございまして、変更でございまして、限度額の補正でございまして、町道南昌山線災害復旧事業につきまして補正前の限度額2億

3,718万9,000円を補正後2億6,726万3,000円とするものでございます。

11ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順で説明を申し上げます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金△624万6,000円、節に参りまして老人福祉費補助金同額で説明欄記載のとおりでございます。5目土木費国庫補助金9,000円、節に参りまして住宅費補助金同額、説明欄記載のとおりでございます。

14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金710万4,000円、節に参りまして地域経営推進費補助金同額でございます。これにつきましては、災害対策用のマップ作成事業、それから旧矢巾中学校のグラウンドに設置しますトイレ等の整備費に財源としたいと予定しているものでございます。4目労働費県補助金292万9,000円、節に参りまして緊急雇用創出事業費補助金同額、説明欄記載のとおりでございます。5目農林水産業費県補助金40万円、節に参りまして農業振興費補助金同額、説明欄記載のとおりでございます。6目土木費県補助金316万8,000円、節に参りまして住宅費補助金同額、説明欄のとおりでございます。

16款寄附金、1項寄附金、2目土木費寄附金200万円、節に参りまして土木費寄附金同額でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4,334万8,000円、節に参りまして財政調整基金繰入金同額でございます。この額を繰り入れますと、残高が16億3,877万1,000円となるものでございます。

19款諸収入、4項雑入、1目雑入150万5,000円、節に参りまして雑入同額でございます。自治総合センター一般補助金でございますが、いわゆる宝くじ助成金でコミュニティ施設の整備に財源充当をする予定でございます。

15ページをお開き願います。歳出に参ります。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費30万3,000円、節に参りまして需用費同額で説明欄記載のとおりでございます。6目企画費10万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます、説明欄記載のとおりでございます。9目コミュニティ対策費130万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。公民館備品整備補助金でございますが、下北コミュニティに対する助成でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費△483万7,000円、節に参りまして委託料△624万6,000円、繰出金140万9,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費10万1,000円、節に参りまして需用費同額で説明欄のとおりで

ございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 5 万 4,000 円、節に参りまして需要費同額、説明欄のとおりでございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費 40 万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金で同額でございます。法人化支援交付金ということで新規の団体に対する交付金でございます。5 目農地費 2,154 万 4,000 円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございますが、国の交付金制度の変更に伴いまして、農地・水保全管理支払交付金、地域協議会負担金を減額いたしまして、新たに創設されました制度に基づきまして多面的機能支払地域協議会負担金を増額として補正するものでございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費 261 万 2,000 円、節に参りまして工事請負費同額で工事費につきましては、町道の舗装工事路線 1 路線舗装工事費を計上しております。5 項住宅費、1 目住宅管理費 671 万 4,000 円、節に参りまして需用費 194 万 4,000 円、委託料 3,000 円、負担金、補助及び交付金 476 万 7,000 円、説明欄記載のとおりでございますが、下段の被災者住宅再建支援事業補助金につきましては、475 万円につきましては、5 件に対する補助を予定しているものでございます。

9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費 21 万 6,000 円、節に参りまして需用費同額で説明欄記載のとおりでございます。3 目消防施設費 200 万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。説明欄記載のとおりでございますが、屋外放送施設改修事業費補助金 200 万円につきましては、J A の有線放送が設置いたしております公民館等の屋外スピーカーを J A 有線放送において 10 基改修することに伴いまして改修費の一部を補助するものでございます。4 目水防費、補正額ゼロでございまして、財源更正でございます。

10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 534 万 2,000 円、節に参りまして需用費 44 万 8,000 円、工事請負費 489 万 4,000 円で説明欄記載のとおりでございますが、いずれも 5 月 16 日に矢巾東小学校に落雷がありまして、学校施設に被害が生じたことから、その復旧工事等に要する予算となっているものでございます。3 項中学校費、1 目学校管理費、補正額ゼロでございまして、財源更正でございます。4 項社会教育費、1 目社会教育総務費 △ 438 万 9,000 円、節に参りまして給料同額、2 目公民館費 438 万 9,000 円、節に参りまして給料同額でございますが、職員の配置がえに伴いますいずれも補正でございます。5 項保健体育費、2 目体育施設費 902 万 2,000 円、節に参りまして委託料 902 万 2,000 円で同額でございまして、説明欄記載のとおりでございます。3 目学校給食費 57 万 2,000 円、節に参りまして工事請負費同

額、説明欄記載のとおりでございます。

11款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費150万円、節に参りまして工事請負費同額でございます。昨年の8月9日の災害の影響によります水路詰まりやのり面復旧等の改修工事費となっているものでございます。2目林業施設災害復旧費727万4,000円で、節に参りまして工事請負費同額でございます。西部のほうの田沢ダムの上流部の部分でございまして、土砂流入あるいは道路面の補修工事の工事費の増額予算となっているものでございます。

以上をもちまして議案第36号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 15ページのコミュニティ対策費の公民館の備品の補助金が130万円ほど下北コミュニティにこれが支出になるようですが、内容についてちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。これが1点でございます。

それから、17ページになりますが、土木費の道路新設改良費の中の生活道路整備事業、これは町道の舗装工事費1路線ということでございますが、どの路線になるのか、何メートルの舗装になるのかお知らせをいただきたいと思ひます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 1点目の下北行政区、コミュニティに対する補助金でございますが、下北コミュニティからはエアコン等の設置の申請が出ているものでございます。

以上、私のほうからお答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 2点目の生活道路の関係のご質問にお答えいたします。

これにつきましては、館前行政区の町道北向2号線の簡易舗装で幅員が3.2メートル、延長が260メートルの簡易舗装をするものでございます。これにつきましては、雑入の土木費寄附金がございます、こちらの関係で舗装を行うものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 17ページの住宅管理事業の増ということでもう少し詳しくお知らせ願います。

それから、防災の農協のほうの補助金、同じく17ページの消防施設整備事業の増ということで10基改修費の一部ということでございますが、これで全部改修ができるのかどうか、そこら辺についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 住宅管理事業の修繕料の増でございますけれども、これにつきましては、退居者が退居した際の修繕という形で昨年は3件ありましたけれども、今現在でもう3件になっておりまして、まだまだ退居予定者がちょっと来ておりますので、修繕料がかかるということで今回補正をお願いするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 2点目の屋外放送施設の改修事業の件でございますが、10基ということで今回見積もりをとりまして上げさせてもらいました。農協のほうからは実際は、一般質問の答弁にも行いましたが、現在12基がちょっとふぐあいがあるというふうなことでお答えをいたしました。ですが、この6月にいろいろ調査をした結果、主には上のほうのスピーカーは何ともないけれども、耐雷、雷に耐えるという耐雷アダプターというものが大体は壊れているというふうなことを聞いております。そうなりますと、思ったよりもそんなにかからないのかなというふうにも思いますので、見積もりはそのとおりでございますが、一応は12基分の予算をとれたかなというふうには思っておりますが、ただ農協のほうではそれに特化した予算ということではなくて、有線放送の施設全体の予算枠をとっているということで去年の8.9のこともありますので、できる限りは屋外放送塔のほうに向けたと思うけれども、何か突発的にほかのほうの機器が壊れれば、それも考えなければならないので、完全なる約束はできないというふうなことは言われておりますが、これから協議になりますけれど

も、さらにどこを優先的にやるというふうなことで協議しますが、できるだけ今年度中でできれば全部終われるような形であればいいなというふうには思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 補正とは直接関係はないのですが、煙山小学校の通学道路の件でちょっと確認したいのですが、今度のスマートインターの関係で矢次地区については拡幅すると、そういう方向で今対応が大体図られているようなのですが、新田地区から小学校に北のほうに行く道路、これが非常に歩道が狭くて、北中の子どもたちは自転車で行くし、小学校の子どもたちは歩いていくと、こういうことで非常に混雑しているのです。それで、自転車が結局歩道を行けないために、基本的には歩道を行けないのですが、歩道を行けないために車道に出て、車とぎりぎり走っているのです。そういう状況というのは、恐らく当局のほうでも認識はされていると思うのですが、あそこの何か聞くところによりますと区画整理絡みで今後対応予定があるや否や伺っているのですが、その辺のところを今後の対応状況について伺いたいのですが、お願いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

町道下海老沼線の関係だと思えますけれども、これについては今現在拡幅計画、6次の総合計画等にも入っておりませんので、これは次期総合計画等に盛り込めるかどうか、それらの検討が必要になってくると思います。あと区画整理というより、圃場整備計画のほうは、まだ構想的なものでありますから、ちょっとそここのところにつきましては、まだまだこれからの関係ではないかなと思っております。

あと下海老沼橋、ここについては、歩道関係一部できれば拡幅できればなという形で考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第36号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第36号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第37号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第5、議案第37号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第37号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、一般会計予算で実施しておりました認知症対策等総合支援事業が今年度より地域支援事業として介護保険特別会計予算で実施することとなり、会計の組み替えが生じたことによる補正であります。

歳入といたしましては、3款国庫支出金、5款県支出金、7款繰入金に増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、3款地域支援事業費を補正することとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ624万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,504万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして議案第37号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明を申し上げます。

9ページをお開きをお願いいたします。なお、説明に当たりましては、前例同様とさせていただきます。歳入3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援包括的事業交付金238万1,000円、節に参りまして地域支援包括的事業交付金同額、説明欄のとおりでございます。

5款県支出金、2項県補助金、2目地域支援包括的事業交付金119万円、節に参りまして地域支援包括的事業交付金同額、説明欄のとおりでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金140万9,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額、説明欄のとおりでございます。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金126万6,000円、節に参りまして介護給付費準備基金繰入金同額、説明欄のとおりでございます。

11ページをお開きをお願いいたします。歳出3款地域支援事業費、3項任意事業費、2目認知症施策総合推進事業費624万6,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄のとおりでございます。

以上をもちまして議案第37号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細について説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点についてお伺いします。

この委託費ですけれども、どこに委託するのか。数カ所の施設なのかどうか、そのところと、それから2点目は、認知症のことは社会問題になっていて、今までは一般会計でやっていてオレンジプランとかやっていたのですけれども、今度は介護保険制度の中に入るという意味に捉えてよろしいのでしょうかということでお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

1点目の委託先でございますが、一般会計から特別会計への組み替えということでございまして、もう委託先、委託契約は4月1日で済んでおりまして、包括支援センターのほうに委託を契約して、既にそれらの、これは平成24年度より国庫補助金を使って事業をしているものでございますので、24年度から実施しているものでございます。

それから、今までは一般会計でやっていたものが今度特別会計にということでございまして、そのとおりでございまして、今までは平成24年、25年、26年の当初予算といたしましては、一般会計のほうにこの認知症の事業を計上しておりましたが、平成26年5月に国のほうから、これはもう介護保険会計の中の地域支援事業として実施をなささいというような通達があったことによりまして、今回一般会計から介護保険会計への組み替えをお願いするというものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） この特別会計に反対するものではないですけれども、今までもというか、オレンジプランの認知症のケアをするということで講師とか包括支援センターのほうから来ていたというのは、また同じことをやるということなわけですけれども、この会計を移動したということは、今までの一般会計でやっていたことは、包括支援センターではやっていたわけですけれども、そのほかにも広く呼びかけるようなシステムだったと思うのですけれども、何か特別会計に入ると狭められていると思うのですけれども、その辺はどのように考えますか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり地域支援事業、地域それぞれの市町村の独自事業ということで、それぞれの特色を出しながら事業を推進しなさいということになっておるわけでございますので、今までやってきた事業から狭められるというようなことは決してないと考えております。

ただ今まで100%国庫補助で事業を推進してきたわけですが、それが介護保険会計に移行することによりまして、県からの当然ながら応分の負担、それからそれぞれの市町村からの持ち出し、それから介護保険会計ですので、介護保険料の一部をそこに充当して事業を展開するということになりますので、お金の中身が違ってくるということでありまして、事業の中

身が変わってくるというようなことではないと理解しております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 来年の4月から第6期の介護保険事業計画になるわけですが、要支援1、2の方々が介護保険外に、外されるわけです。そしてボランティアとか自治会とかという話を前回の質問とかで答弁されているのですが、そういうところでは、包括支援センターですから出前講座とか、いろいろなところではかかわると思いますけれども、縮小するようなイメージがあるのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ちょっと解釈が間違っているのかなという、ご理解をいただいていないなというような気がしますが、要介護1、2の方々が介護保険会計より外れるというようなことは決していないということをご理解を願いたいと思います。あくまでも地域支援事業、今回の認知症の関係もその事業に入ったわけですが、今までは介護のそれぞれの通所なり訪問なり、それへのお金で実施をしていたわけですが、それがそれぞれの市町村の介護保険会計の中の地域支援事業の中で実施をなさいたいということになっておりますので、介護保険のほうから外れて、それぞれの独自でそれこそボランティア等々を利用してそれだけでやるというようなことではないと理解しておりますし、そのように言われておりますので、ちょっと介護保険から外れるというような認識ではないので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第37号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第37号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって平成26年矢巾町議会定例会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前11時01分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員